

第3次全国知事会訪中代表団

視察報告

昭和61年5月19日～5月29日

全 国 知 事 会

写真あり

趙紫陽総理を表敬（北京・中南海 5. 21）

写真あり

趙総理と懇談－鈴木会長（五・二一）

写真あり

中日友好協会主催晩さん会（北京・人民大会堂 五・一九）

写真あり

行政懇談－都市計画（北京・友好協 五・二一）

写真あり

李慶偉省長主催晩さん会（西安 五・二二）

写真あり

行政懇談－環境保護（蘇州 五・二七）

目 次

第1	はしがき	1 頁
第2	全国知事会訪中代表団名簿	2
第3	全国知事会訪中代表団順路図	3
第4	全国知事会訪中代表団中国滞在日程	5
第5	中国における主要行事記録	17
1	会見・挨拶	17
(1)	趙紫陽総理との会見	17
(2)	各地挨拶（団長のみ）	18
ア	中日友好協会会長主催晩さん会における挨拶	18
イ	答礼宴における挨拶	20
ウ	陝西省省長主催晩さん会における挨拶	21
エ	西安市副市長による昼食会での挨拶	23
2	行政懇談の概要	25
(1)	日本の都市計画の行政の概要（渡辺栃木県知事）	25
(2)	日本の老人問題の状況と対策の概要 （今吉鹿児島県副知事）	55
(3)	日本の道路交通事故の状況と対策の概要 （平井香川県副知事）	74
(4)	日本の環境行政の概要（長野岡山県知事）	93

第 1 は し が き

本会は、この度中日友好協会の招待を受け、本会会長の鈴木東京都知事を団長とする代表団を結成し、5月19日から5月29日までの11日間中国を訪問した。

代表団は、北京において趙紫陽総理と会見し懇談したほか、陝西省西安、浙江省杭州、江蘇省蘇州、上海を訪問し、各省省長、市長等と懇談するなど実りの多い日程を過ぎた。

特に、中国側の要請により初めての試みとして、北京、西安、蘇州の各市で、国・省及び市の関係者との行政懇談を実施したが、お互に卒直な意見交換を行うなど、相互理解と日中両国間の友好親善に貢献することができた。

なお、今回の訪中に当たり、ご配慮をいただいた日中両国の関係各位に深く謝意を表する次第である。

第 2 全国知事会訪中代表团名簿

団 長	東京都知事	鈴木俊一
団 員	岡山県知事	長野士郎
”	栃木県知事	渡辺文雄
”	香川県副知事	平井誠一
”	鹿児島県副知事	今吉弘
随 員	全国知事会渉外部長	小林宏之
”	” 渉外部副参事	山口勉
”	岡山県秘書課長	池田敏弘
”	栃木県秘書係長	伊沢建夫

(注) 団長 5月19日～21日 鈴木東京都知事
5月22日以降 長野岡山県知事

第 3 全国知事会訪中代表団順路図

写真あり

第 4 全国知事会訪中代表団中国滞在日程

5 月 19 日（月） 第 1 日

（北京市）

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8 : 30	新東京国際空港着		日本航空貴賓室「松」にて歓送式 (9 : 00 ~ 9 : 30) 石見事務総長ら見送り
9 : 35	日本航空「松」発		
10 : 37	出 発	JL 781 便	
14 : 55	北 京 空 港 着		空港貴賓室にて歓迎式 (15 : 00 ~ 15 : 15) 出席者 黄世明中日友好協会副会 長 馬廷准中日友好協会理事 ほか
15 : 17	貴 賓 室 発	乗 用 車	
15 : 43	日 本 大 使 館 着		股野臨時代理大使訪問 (15 : 45 ~ 16 : 07) 同席者 大日向参事官、大久保一 等書記官ほか
16 : 10	同 上 発	〃	
16 : 28	北 京 飯 店 着		
18 : 50	同 上 発	〃	
18 : 57	人 民 大 会 堂 着		孫平化中日友好協会会長主催晩さ ん会（湖北の間 19 : 19 ~ 21 : 20） 出席者 孫平化中日友好協会会長 黄世明 〃 副会長 陳昊蘇北京副市長 股野臨時代理大使夫妻 ほか
21 : 20	同 上 発	〃	
21 : 25	北 京 飯 店 着		

5月20日（火） 第2日

（北京市）

発着時刻	発着地	交通機関	行事
8:30	北京飯店発	乗用車	朝食（2階食堂 7:30～8:15）
9:42	明の十三陵着		定陵見学（昼食 11:15～13:15） 長陵見学（13:20～13:55）
13:55	同上発	〃	
14:37	万里の長城着		長城（八達嶺）見学
15:50	同上発	〃	
17:35	北京市着		琉璃廠見学（17:35～18:00）
18:15	北京飯店着		夕食（2階3・4号室 18:40～19:55）

5月21日(水) 第3日

(北京市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:25 8:35	北京飯店発 中日友好協会着	乗 用 車	股野臨時代理大使主催朝食会 (北京飯店2階3・4号室 7:33~8:18) 出席者 股野臨時代理大使夫妻 大日向参事官、大久保一 等書記官ほか
11:25 11:45	同 上 発 釣魚台迎賓館着	”	都市計画及び老人問題の行政懇談 会(会議室8:40~11:23) 全国知事会訪中代表団主催答礼宴 (12:05~13:42) 出席者 孫平化中日友好協会会長 黄世明 ” 副会長 陳昊蘇北京市副市長 股野臨時代理大使夫妻 ほか
13:48 14:10	同 上 発 北京飯店着	乗 用 車	
16:15 16:28	同 上 発 中南海紫光閣着	”	趙紫陽総理会見(16:30~16:56) 同席者 孫平化中日友好協会会長 陳希同北京市長 ほか
16:59 17:04	同 上 発 北京飯店着	”	
17:50 18:12	同 上 発 全聚徳着	”	夕食(18:20~19:40)
19:43 20:05	同 上 発 北京飯店着	”	

5月22日(木) 第4日

(北京市・西安市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:35	北京飯店 発	乗 用 車	朝食 (2階大食堂 7:30~8:05)
8:41	故 宮 着		見 学
10:21	同 上 発	〃	
10:28	歴史博物館 着		見 学
11:10	同 上 発	〃	
11:55	北京空港 着		昼食 (12:00~12:50)
13:20	同 空 港 発	CA 1201 便	黄世明中日友好協会副会長ら見送り
15:05	西安空港 着		陳興亮陝西省外事弁公室主任ら出迎え
15:10	同 空 港 発	乗 用 車	
15:21	西安賓館 着		
16:05	同 上 発	〃	
16:10	吉備真備記念碑園 着		
16:20	同 上 発	〃	
16:25	陝西省博物館 着		見学 (陽季兵案内)
17:40	同 上 発	〃	
18:10	西安賓館 着		李慶偉陝西省省長主催晩さん会 (18:15~20:38) 出席者 李慶偉省長、陳興亮外事弁公室主任、孫向東省対外友好協会省分会副秘書長ほか

5月23日（金） 第5日

（西安市）

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:55	西安賓館発	乗 用 車	朝食（2階特別室8:00～8:53）
9:15	人民大夏着		交通安全対策の行政懇談会 （6階会議室9:18～11:33）
11:35	同 上 発	"	馬振華西安市副市長会見 （12:01～12:17）
11:42	西安飯荘着		" 主催昼食会 （12:20～12:35）
13:40	同 上 発	"	出席者 馬振華副市長 張学信秘書長兼外事弁公室主任 鄧友民外事弁公室副主任ほか
14:25	兵馬傭博物館着		見学（劉雲輝館長ら案内）
15:48	同 上 発	"	見学
16:00	金棺銀椁着		見学（趙愛民副主任ら案内）
16:20	同 上 発	"	夕食（18:20～19:25）
16:22	華清池着		見学（趙愛民副主任ら案内）
17:10	同 上 発	"	夕食（18:20～19:25）
17:50	曲江春着		舞劇「兵馬傭の魂」を観賞 （19:35～21:00）
19:30	同 上 発	"	舞劇「兵馬傭の魂」を観賞 （19:35～21:00）
19:33	人民大夏礼堂着		舞劇「兵馬傭の魂」を観賞 （19:35～21:00）
21:03	同 上 発	"	
21:15	西安賓館着		

5月24日(土) 第6日

(西安市)

発着時刻	発着地	交通機関	行事
8:27	西安賓館発	乗用車	朝食(2階等別室7:30~8:25)
8:35	大雁塔着		見学(永明法師案内)
9:15	同上発	〃	
9:18	青龍寺着		空海記念碑見学(李志文主任案内)
10:05	同上発		
11:55	乾陵着		乾陵博物館及び乾陵見学 (袁志英館長ら案内)
			昼食(12:22~13:25)
14:26	同上発	〃	
15:16	咸陽博物館着		見学(張陽館長ら案内)
16:09	同上発	〃	
16:44	西安市美術広告 公司着		
18:10	同上発	〃	買物
18:23	西安解放路餃子館着		夕食(18:30~19:50)
19:53	同上発	〃	
20:08	西安賓館着		

5月25日(日) 第7日

(西安市・杭州市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
7:33	西安賓館 発	乗 用 車	朝食 (2階特別室 7:00~7:30)
7:50	西安空港 着		
8:30	同 空 港 発	CA 2 5 1 3 便	陳興亮外事弁公室主任ら見送り
10:55	杭 州 空 港 着		傅良品对外友好協会浙江省分会副 会長ら出迎え
11:05	同 空 港 発	乗 用 車	
11:30	花 家 山 賓 館 着		昼食 (1階特別室 12:00~13:30)
13:32	同 上 発	〃	
13:43	西 湖 着	船	遊 覧
14:47	同 上 発	徒 歩	
14:48	花 港 公 園 着	〃	見 学
15:15	同 上 発	乗 用 車	
15:25	靈 隠 寺 着		見 学
15:58	同 上 発	〃	
16:17	杭 州 友 誼 商 店 着		買 物
17:07	同 上 発	〃	
17:20	花 家 山 賓 館 着		李徳葆浙江省副省長会见 (18:45~19:15) 〃 主催晩さん会 (19:18~21:38) 出席者 李徳葆副省長、王家揚对外友好 協会省分会会長、傅良品对外友 好協会省分会副会長、趙嘉福省 外事弁公室主任ほか

5月26日(月) 第8日

(杭州市・蘇州市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
7:15	花家山賓館 発	乗 用 車	朝食(1階特別室 6:30~7:10)
7:36	杭 州 駅 着		
8:00	同 上 発	3 1 2 次 車	趙嘉福外事弁公室主任ら見送り
13:07	蘇 州 駅 着	列	張学外事弁公室副主任ら出迎え
13:12	同 上 発	乗 用 車	
13:33	蘇 州 飯 店 着		昼食(1階レストラン 13:45~14:30)
14:45	同 上 発	〃	
15:00	寒 山 寺 着		見 学
15:40	同 上 発	〃	
16:00	刺 綉 研 究 所 着		見学及び買物
16:50	同 上 発	〃	
17:15	蘇 州 飯 店 着		俞興徳蘇州市市長会見 (18:35~18:50) 〃 主催晩さん会 (19:00~20:30)
			出席者 俞興徳市長 張学外事弁公室副主任 周志方建設委員会主任 蔡和英環境保護局副局長ほか

5月27日(火) 第9日

(蘇州市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:01	蘇州飯店発	乗用車	朝食(1階レストラン8:00~8:32)
9:15	環境保護局着		環境保護の行政懇談会 (4階会議室 9:30~12:05)
12:05	同上発	〃	
12:18	蘇州飯店着		昼食(1階レストラン12:20~13:30)
14:00	同上発	〃	
14:15	彩香幼稚園着		見学
14:35	同上発	徒歩	
14:37	住宅団地着		勤労者家庭訪問
15:03	同上発	乗用車	
15:07	虎丘着		見学
16:04	同上発	〃	
16:12	留園着		見学
17:03	同上発	〃	
17:17	蘇州友誼商店着		買物
17:37	同上発	〃	
17:57	蘇州飯店着		内答礼宴(19:00~21:15) 出席者 馬廷淮中日友好協会理事 許金平 〃 職員 張学外事弁公室副主任 揚栄龍 〃 副科長 李蓓、 〃 通訳 ほか

5月28日(水) 第10日

(蘇州市・上海市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
8:30	蘇州飯店 発	乗 用 車	朝食(1階レストラン7:30~8:05)
8:47	蘇州駅 着		
9:04	同 上 発	335次 列車	張学外事弁公室副主任ら見送り
10:20	上海駅 着		俞彭年上海市外事弁公室副主任ら 出迎え
12:10	同 上 発	マイクロバス	
12:25	錦江飯店 着		昼食(11階食堂12:40~13:37)
14:08	同 上 発	〃	
	上海市工芸品 展銷公司着	〃	買 物
	同 上 発	〃	
	上海友誼商店着	〃	買 物
17:04	同 上 発		
17:32	錦江飯店 着	〃	
18:20	同 上 発		
18:37	静安賓館 着		倪天增上海市副市長会見 (18:39~18:57) 〃 主催晩さん会 (19:00~20:48) 出席者 倪天增副市長 王其健对外友好協会市分会副会長 俞彭年外事弁公室副主任 周金美对外友好協会市分会理事 堀忠厚領事ほか
20:50	同 上 発		
20:59	錦江飯店 着		

5月29日(木) 第11日

(上海市・大阪市)

発着時刻	発着地	交通機関	行 事
9:00	錦江飯店発	マイクロバス	朝食(11階食堂 8:00~8:30)
9:18	虹橋連合発展 有限公司着		黄文斌常務理事から虹橋経済開発 区計画の説明
10:52	同上発	〃	
11:22	虹橋経済開発区着		見 学
11:59	同上発	〃	
12:13	龍柏飯店着		昼食(1階食堂 12:15~13:10)
13:40	同上発	〃	
13:47	上海空港着		空港貴賓室にて少憩
14:46	貴賓室発		
15:20	出 発	J L 794 便	
17:00	大阪国際空港着		解 散

第 5 中国における主要行事記録

1 会見・挨拶

(1) 趙紫陽総理との会見

〔 5 月 21 日 PM4 : 30 ~ 4 : 56 〕
於北京市中南海 紫光閣

(通訳) 中国側－友好協 許金平、日本側－塚本慶一 (東京都団員)

(同席) 股野臨時代理大使、陳希同北京市長、中日友好協 孫平化会長、

黄世明副会長

(趙総理) 中国の都市管理にはまだ多くの問題がある。日本の皆さんに少しでも多く都市建設・管理の経験を紹介してもらい、批判や提案を出してもらいたい。

中日関係が発展してきた理由には、官民が並行してそれぞれ友好を促進し、多くのルートと方法によって多元的に行ってきたところにある。これによって両国間に強い基盤ができたからである。今後両国が幅広い分野で絶えず交流を行っていくことを希望する。

今回知事団が、4つのテーマを関係者に教示されることについて感謝する。

(鈴木団長) 日本は科学技術面で一歩先んじていることは確かであるが、中国には文化・伝統などの分野で学ぶべき多くの点があり、これらの面で交流を強めることは日中双方にとって必要である。日本の地方自治体は両国の友好協力促進のために、更に努力していきたい。

(2) 各地挨拶

ア 中国日本友好協会会長主催晩さん会における団長挨拶

5月19日於北京市人民大会堂
第3次全国知事会訪中代表团
団長 鈴木俊一

尊敬する中国日本友好協会の孫平化会長先生

尊敬する 陳昊蘇^{チンヨウソ}北京副市長

尊敬する 黄世明^{ワウセイメイ}中日友好協会副会長

股野臨時代理大使

そしてご来会の親愛なる友人の皆様。

先ずもって私は、全国知事会を代表いたしまして、私共の偉大なる友人である孫平化先生が中国日本友好協会の会長にご就任されましたことを心からお祝い申し上げます。

取り敢えずお祝いの電報を差上げたのでありますが、本席でお目にかかって直接お慶び申し上げることができまして、私にとりましても大変よろこばしいことと存じております。

先生の今日までの日中交流に果されたご功績は、今更申し上げるまでもございません。今後更にその発展のため、ご健勝で一層のご尽力賜わりますことを心からご期待申し上げます次第であります。

さて、私ども第3次全国知事会訪中代表团は、中国日本友好協会のお招きにより、本日この青葉の茂る美しい季節に貴国を友好訪問することができました。

そして今夕は、かくも盛大な歓迎晩さん会を催して下さり、ただ今はまた孫平化先生から暖かいご挨拶を頂き、私は全国知事会訪中団一同を代表

して厚く御礼申し上げます。

1972年に日中両国の国交が回復して以来、日中間の経済交流と人的交流は年ごとに盛んになり1985年には、両国間の貿易額は往復で190億ドルに達し、72年に比べ17倍以上に伸びております。

また、人的交流は1985年には39万人に達し、72年に比べ実に43倍にも増加しております。

全国知事会は、これまで1974年と1980年の2回、中国日本友好協会のお招きにより貴国へ代表団を派遣し、中国の皆様から熱烈なご歓待を頂きました。そして、貴国からは1978年と1984年の2回、中国省長代表団が来日され、日中友好のために尽くされました。

また、わが国の19都府県が貴国の16の省、直轄市及び自治区と友好省・都府県関係を結んでおります。われわれ両国省・都府県レベルの友好協力関係の確立と絶え間ない発展は、日中友好親善関係の中でますます重要な役割を果たしております。私は、日中の省・都府県をはじめ各レベルでの友好交流が今後一層促進され、両国民の相互理解と友情が一段と深まりますよう、心から希望するものであります。

私どもは、これから29日まで貴国に滞在し、北京市をはじめ陝西省の西安、浙江省の杭州及び江蘇省の蘇州の各地を友好訪問いたすことになっております。それぞれの省で行政、産業、文化の実情をつぶさに参観いたすとともに、今回はとくに、貴国側からのご提案によりまして、新しい試みとして、北京はじめ訪問各省市において、都市計画、環境保護、交通安全対策及び老人問題をテーマとして行政懇談が行われることとなっており、良い成果があがることを期待しております。

ここで私は、貴国が、1988年の都合のよい時期に中国省長代表団をわが国に派遣されますよう、ご招待申し上げたいと存じます。

それでは貴国の繁栄と国民の幸福のために、中国日本友好協会の絶え間ないご発展のために、孫平化先生並びにご出席の友人の皆様のご健康のために、主催者の盃をお借りして乾杯申し上げます。

イ 答礼宴における団長挨拶

5月21日於北京 釣魚台迎賓館
第3次全国知事会訪中代表団
団長 鈴木俊一

尊敬する 孫平化先生

等敬する 陳昊蘇（チンコウソ）北京副市長

尊敬する 黄世明（コウセイメイ）中日友好協会副会長

股野臨時代理大使

そしてご来臨の友人の皆様。

何かとお忙しい中を、ここにお揃いご来駕賜りましたこと衷心より厚く感謝申し上げます次第であります。

この小宴は私どもを招き頂きました中日友好協会並びに何かとお世話になりました友人の皆様に対します私共の些かのお礼の気持でございます。

今回の訪中については中日友好協会の皆様方が、関係機関との調整を含めまして、実に綿密なご計画のもと、献身的な設営、歓待を尽して下さいました。

私ども、ただただ心から感謝申し上げますのでございます。

次に私共が特に強調し、感謝申し上げたいのは、ついさっきまで行っておりました都市計画、老人問題の行政懇談を通じまして、新しい多くの友

人を得ることができたことであります。

非常にご熱心な討議で、近代化に躍進する中国の原動力をそこに見たような思いでございました。

種々の事情の違い、条件の違い、問題意識の相違はあろうかと存じますが、このような懇談を繰り返すことによりまして、お互いに裨益し合い、相互理解を深め、よき未来を築いて行けるものと信じます。

本席は全国知事会代表団の心許りのお礼の気特でございます。

どうぞお時間の許す限り、ご歓談賜りたいと存じます。

「ご馳走の前の話は短い方がいい。」と申します。ご挨拶はこの位に止めて、ここで中日友好協会の一層のご発展、日中友好の益々の進展を祈念し、孫平化先生ほか中国の友人各位のご健康と再会の日の近からんことを念願いたしまして、乾杯をいたしたいと存じます。

ウ 陝西省省長主催晩さん会における団長挨拶

5月22日 於西安市 西安賓館
第3次全国知事会訪中代表団
団長 長野士郎

各 位 領 導、各 位 来 賓、ニ 桐 好！

尊敬する 李慶偉 陝西省省長先生

尊敬する 陳興亮 〃 外事弁公室主任先生

そしてこの会場にご臨席の皆様。

私共代表団のために、このような立派な、そして心暖まる歓迎の宴を催して頂き、団員一同を代表して心から御礼申し上げます。

私自身、三度この地の古い友人に相見えることができまして、この上な

い喜びに浸っているところであります。

今回は、代表団の一員として行政問題について、皆様と胸きんを開いて語り合うために、この地を希望しました。代表団一同は御地を訪れることに大変誇りを感じております。

陝西・西安が中国の歴史に占めてきた重要な役割については、今更ここで喋々する必要はありますまい。そして日本は、制度、習俗において、宗教・文物において他ならぬこの地に限りない恩恵を蒙って参ったのであります。

それへの感謝の念を込めて、3年前には、我が国の同僚平井さんの香川県が近隣三県と計って空海記念碑を、また、つい半月前（5月8日）には岡山県民が、吉備真備記念碑園を皆様の満腔^{まんこう}の賛意のもとに建立寄贈させていただきました。

また、咸陽における日立ブラウン管工場等近代化に向って着々と前進されている姿をよく知っております。

今回、私共は、中日友好協会のご提案により、4つのテーマについての行政懇談を行うこととしております。

北京では、都市計画について渡辺栃木県知事が、老人問題については、今吉鹿児島県副知事が、日本の実情と仕組みについて説明してまいりました。非常に熱心な討議で、可成りの成果を挙げることができたと自負しております。

御地で明日に予定されております交通安全対策問題—これは、平井香川県副知事にご説明をお願いするのであります—この懇談会には30余名の方々が参加されると伺っており、大いに成果があがることを期待致

しております。

御地の行政に幾何かでも、ひ益できたらと考えております。

では、ここで、主催者の盃をお借りし、満堂の皆様のご健勝を祈念いたしまして乾杯したいと存じます。

リ一 チュン ユウ ハオ ワン ソエ シイエ シイエ ヨー ウエイ
日 中 友 好 万 歳 ! 謝 謝 各 位

エ 西安市副市長による屋食会での団長挨拶

5月23日 於西安市西安飯荘
第3次全国知事会訪中代表团
団長 長野士郎

ヨウ ウエイ リン タオ ヨウ ウエイ ライ ビン ニー メン ハオ
各 位 領 導 各 位 来 賓 ニ 們 好

尊敬する バシンカ副市長先生

尊敬する チョウガクシン秘書長先生

そしてこの午餐会を我々と共にされる友人の皆様。

私は一寸半月許り日本に行っておりましたが、今度は日本の知事さん達をお連れして懐かしい西安に戻って参りました。

昨日午後は早速貴市から欣然、ご提供頂いた国子監跡に団の同僚（同志）諸賢をご案内願って吉備真備記念園をご披露いたしました。

またわが一行には香川県の平井副知事さんが加わって参られまして、3年前の空海記念碑建立時の貴市のご厚情を繰返し語っておられます。

他の団員もこの度の訪秦を楽しみにし又この上なく誇りに思っております。

古い友人の皆様、そして新たに交誼を賜ります皆様。

私共は曾って貴地より頂いた限りない恩恵に対する報恩の意を籠めて、世々代々、子々孫々に至るまでの友好親善を冀っております。

昨年は多くの日本国民が貴市の古典舞踊団が演ぜられた古雅流麗な演技を楽しみました。

私共も文芸交流のみならず、持っております技術についても惜しみなくご提供申し上げたいと念じている次第であります。

こうお話申し上げておりますうちに、中国料理が冷菜に始められる意味が解ってきた様な気がして参りました。

とは云え、古来「ご馳走の前の話は短い方がいい」と云われている訳でありまして、本席のご歓待に対する謝意は、高適君に捧げた杜甫の詩の一句「佳句の法^{イカン}如何」を引いてご挨拶を終らせて頂きます。

ここで、主催者の盃をお借り致し、満堂の皆様のご健勝を祈念致しまして乾杯いたしたいと存じます。

リ- チュン ユウ ハオ ワン ソエ シイエ シイエ ユー ウエイ
日 中 友 好 万 歳 謝 々 各 位

乾 杯

2 行政懇談の概要

(1) 日本の都市計画行政の概要

〔 5月21日 AM8:40～11:23
於北京市 中国人民对外友好協会会議室 〕

ア 担当：渡辺栃木県知事

(通訳) 友好協 許金平

イ 出席・日本側－鈴木団長、平井香川県副知事、小林、伊沢随員、

大崎東京都都市計画局長

中国側－孫平化友好協会長、張仲良城郷建設環境保護部城市

規画局幹部(司会)ほか同部職員11名

民政部幹部ら4名、北京市職員4名、友好協職員等計

30名

ウ 説明

第1 全国計画

1. 全国総合開発計画

全国計画として、長期的かつ計画的な方向づけを行う計画である。

(1) 第一次全国総合開発計画(国民所得倍増計画)

- ① 閣議決定 1962年(S. 37)10月5日
- ② { 計画期間 1960年(S. 35)～1970年(S. 45)
目標年次 1970年(S. 45)

③ 背景

a. 戦後復興から高度成長へ

b. 地域的課題の顕在化

・過大都市問題

・地域間の所得格差の拡大

c. 所得倍増計画の策定

・太平洋ベルト地帯構想

④ 基本的目標

<地域間の均衡ある発展>

a. 都市過大化の防止と地域格差の縮小

b. 自然資源の有効活用

c. 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分

⑤ 開発方式

<拠点開発方式>

目標達成のため、工業の分散を図り、地域間の均衡ある発展を実現する。

参 考

新産業都市建設促進法
工業整備特別地域整備促進法
低開発地域工業開発促進法

⑥ フレーム

経済成長率 7.2%

(2) 新全国総合開発計画（列島改造）

① 閣議決定 1969年（S. 44）5月30日

② { 計画期間 1965年（S. 40）～1985年（S. 60）
目標年次 1985年（S. 60）

③ 背景

a. 高度成長経済

b. 人口、産業の大都市集中

- c. 地域所得格差
- d. 資源の有効利用の促進

④ 基本的目標

<豊かな環境の創造>

- a. 人間と自然との調和、自然の恒久的保護・保存
- b. 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大・均衡
- c. 開発整備による国土利用の再編効率化
- d. 安全、快適、文化的環境条件の整備保全

⑤ 開発方式

<大規模プロジェクト構想>

新幹線、高速道路等のネットワークと大規模プロジェクト方式により、国土利用の

偏在を是正し、過密、過疎、地域格差を解消する。

⑥ フレーム

- a. 経済成長率 7.4～8.3%
- b. GNP 130～150兆円（1965年価格）
- c. 工業出荷額 160兆円
- d. 住宅建設戸数 3,000万戸

(3) 第三次全国総合開発計画

- ① 閣議決定 1977年（S. 52）11月4日
- ② { 計画期間 1975年（S. 50）から概ね10カ年
 目標年次 2000年（S. 75）を展望し、1985年（S. 60）
- ③ 背景

- a. 高度成長から安定成長へ
- b. 人口の地方定着化、産業の地方分散
- c. 地域の総合的格差
- d. 資源制約の顕在化
- e. 国民意識の変化

④ 基本的目標

<人間居住の総合的環境の整備>

- a. 限られた国土資顔を前提とする
- b. 地域特性、歴史的伝統的文化を尊重する
- c. 人間と自然との調和をめざす

⑤ 開発方式

<定住構想>

大都市集中抑制、地方振興型の人口の定住構想に沿い、人口の定住性を確保することにより、過密過疎問題を解消し、均衡ある国土利用を実現する。

⑥ フレーム

- a. 人口規模 1億2,400万人（1980年—1億2,800万人）
- b. 経済成長率 6%程度
- c. GNP 1985年—約260兆円（1975年価格）
 1990年—約330兆円
- d. 工業出荷額 1985年—約250兆円
 1990年—約320兆円
- e. 住宅建設戸数 1976～1985年 1,680万戸

(4) 第四次全国総合開発計画（策定中）

近年の様々な情勢変化を踏まえ、国土政策の対応を明らかにするため、第三次全国総合開発計画を発展的に継承し、

- a. 高齢化
- b. 都市化
- c. 技術革新、情報化
- d. 国際化等

長期的課題に対応した、21世紀の国土づくりの指針を示す第四次全国総合開発計画の策定作業に着手している。

2 全国総合開発計画と地域計画

- ① 現在は、第三次全国総合開発計画（1977年）があり、大都市への人口と産業の集中を抑制し、人間居住の総合的環境の形成を図るため、地域開発の基礎単位としての定住圏づくりが進められている。
- ② また、国土利用計画法（1974年）により、知事は土地利用計画を策定し、各種の開発や、土地取引の規制を行っている。
- ③ 圏域計画には、都市の無秩序な過密を解消するため、首都圏、近畿圏それぞれに整備計画が策定され、工場等の新增設を制限する措置も講ぜられている。
- ④ このほか、中部圏及び各地方圏においては、定住構想をもとに都市開発、工業開発の推進が計画的に行われている。

（参 考）

定住圏概念図

写真あり

モデル定住圏一覽

写真あり

府県名	モデル定住圏名	中心都市名	圏域人口 千人 (55年国調)	圏域面積 km ²	構成市 町村数			
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千代田	森手城田形島城木馬玉葉 二接地域	軽盤原上津浦山田里津び	弘前市	546	3,484	28		
		一関市	157	1,320	9			
		古川市	315	2,330	24			
		能代市	120	1,185	8			
		新庄市	105	1,806	8			
		会津若松市	300	3,001	21			
		土浦市	796	1,720	31			
		栃木市・小山市	337	588	10			
		沼田市	103	1,767	9			
		熊谷市	443	562	15			
		木更津市	449	1,322	15			
		東京	二接地域	—	1,070	81	6	
		新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川	上岡・射中 高岡・武生・鯖 峡飯大東 中東北 南河 但南 新島取 益津備 山口・防府 徳島南 香川西部	越水部江北伊垣遠河勢部内馬和宮部田山北府部	上越市	332	2,342	22
				高岡市	377	682	9	
				七尾市・羽咋市	169	850	12	
武生市・鯖江市	186			1,009	11			
韮崎市	78			766	10			
飯田市	179			1,929	20			
大垣市	374			1,431	21			
掛川市	189			483	8			
豊橋市	683			1,800	19			
津市	481			2,073	23			
彦根市・長浜市	307			1,126	21			
舞鶴市	355			2,083	17			
大阪	南河			—	5,845	304	10	
愛媛 高松 福井 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	宇和島 幡留 唐世 球田・玖珠 都北			宇和島市	166	1,049	12	
				中村市	118	1,565	8	
		久留米市	578	1,032	19			
		唐津市	150	523	10			
		佐世保市	363	756	14			
		人吉市	117	1,536	14			
		日田市	121	1,224	8			
		都城市	190	763	6			
		川内市・出水市	273	1,675	20			

第2 都市計画

1. 法制

(1) 都市計画法の制定について

(旧) 都市計画法 1919年(大正8年 公布)

(新) 都市計画法 1968年(昭和43年6月 公布)

- 1955年(昭和30年)代からの我が国の高度経済成長に伴い、全国的に人口、産業が急激に都市に集中し、
- このため複雑な都市問題が生じてきたが、特に無秩序な市街地の拡散(いわゆるスプロール)は、
- 都市環境の悪化をもたらすとともに、土地利用の混乱、社会資本投資の非効率等様々な問題を提起した。
- この都市問題を解決するために「市街化区域及び市街化調整区域」の区域区分に関する都市計画と、これを担保するための開発許可制度が創設された。

(2) 都市計画法体系

第1図

写真あり

都市計画法は、都市レベルにおける都市計画の内容、手続き、効果等を規定したもの。

① 上位計画に関する法制度（Aグループ）

都市計画は、単一の都市の計画にとどまらず、国土計画、地域計画の要素ともなり、また、これらの計画を具体的に実現するための手法ともなるものである。

したがって、都市計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画等の国土計画及び地方総合開発計画、都府県総合開発計画並びに社会資本の整備に関する国の計画に適合し、さらに公害防止計画が定められているときは、当該計画にも適合したものでなければならぬとされている。

② 都市計画の実現に関する法制度（Bグループ）

都市計画区域内における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画は、有機的一体性をもって、都市計画において総合的に定められる必要があるが、その全部を規定することは、事業手法、財政措置など異なるため適当ではない。従って、これらの計画が都市計画として位置づけられることを規定するにとどめ、細部については、別の法律で定めることを予定している。

③ その他の法制度（Cグループ）

- ・都市計画事業の施行に関する法律（土地収用法、公拓法等）、
- ・都市計画事業の財源や民間開発を誘導するための金融、税制等に関する法律（地方財政法、地方税法、住宅金融公庫法、租税特別措置法等）がある。

2. 都市計画区域

(1) 区域の指定

都市計画区域は、知事が関係市町村及び都市計画地方審議会の意見を聞き、建設大臣の認可を受けて指定する。

(2) 指定要件

次の要件のいずれかに該当し、自然的、社会的条件等により、一体の都市として（行政区域にとらわれない）総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定する。

- ① 当該市町村の人口が1万人以上で、かつ、2次・3次産業に従事する者の人口が、全従業者数の50%以上であること
- ② 概ね10年以内に、①. の要件に該当する見通しがあること
- ③ 当該市町村の中心市街地人口が3千人以上であること
- ④ 温泉その他の観光資源があり、多数人が集中すること
- ⑤ 火災、震災等により、市街地が焼失し、その復興が必要であること

(3) 都市計画区域の現況

第1表 日本全国

(1984, 3, 31 現在)

区分	都市数			計	都市計画区域数	面積 (km ²)	現在人口 (万人)	S. 55年人口集中地区	
	市	町	村				(万人)	面積 (km ²)	人口(万人)
A 都市計画区域	652	1,141	109	1,902	1,208	92,043	10,621	8,259	6,449
B 区域区分対象	392	429	53	874	349	51,859	8,770	—	—
C 全国	652	1,997	607	3,256		377,765	11,932	10,016	6,993
A/C (%)	100.0	57.2	18.0	58.4		24.4	89.0	82.5	92.2

(注) 都市計画区域数には、東京都区部を1市として数えてある。

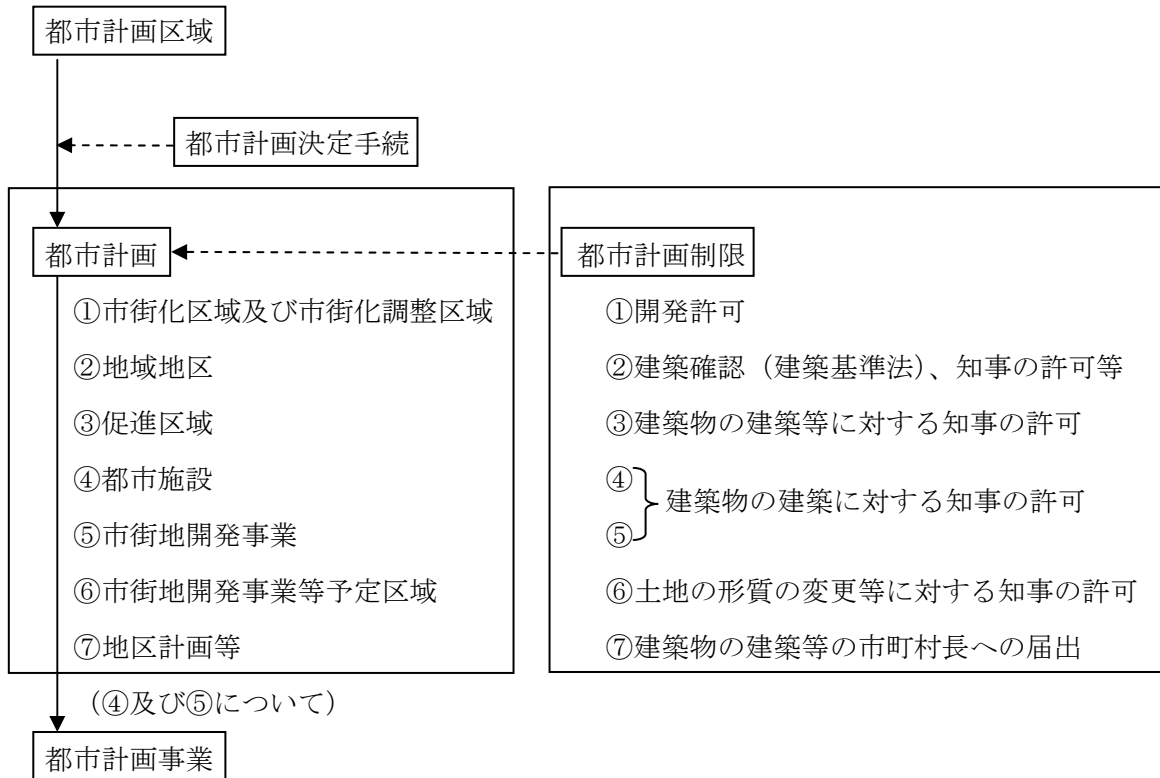
第2表 栃木県

(1984, 3, 31 現在)

区分	都市数			計	都市計画区域数	面積 (km ²)	現在人口 (千人)	S. 55年人口集中地区	
	市	町	村				(千人)	面積 (km ²)	人口(千人)
A 都市計画区域	12	29	1	42	22	3,797.1	1,726.1	127.0	615.5
B 区域区分対象	7	16	0	23	3	1,783.1	292.3	109.4	544.1
C 全県	12	33	4	49		6,413.8	1,775.5	127.0	615.5
A/C (%)	100.0	87.9	25.0	85.7		59.2	97.2	100.0	100.0

3. 都市計画の内容

第2図 都市計画法の構造



(1) 「①市街化区域及び市街化調整区域」

① 目的

この制度は、無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うために、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、当面できるかぎり市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的としたものである。

② 市街化区域とは

都市計画区域内の土地のうち既成市街地と、今後おおむね10年間に計画的、優先的に市街化を図るべき区域が市街化区域となり、この中では土地区画整理事業その他の市街地開発事業や公共施設の整備を積極的に行うほか、民間の開発行為も一定の基準にかなったものは許可されることになる。

③ 市街化調整区域とは

一方、市街化区域以外の土地は市街化調整区域となり、ここでは農家その他特殊な例を除いて、開発行為は抑制され、都市的な公共施設も都市間を結ぶ幹線的な道路や流域下水道の幹線、大規模公園といったものは別として、市街化を促進するようなものの整備は原則として行わないこととなる。

④ 市街化区域及び市街化調整区域を設定すべき都市計画区域

- I 次の区域の全部または一部を含む都市計画区域
 - a. 首都圏の既成市街地または近郊整備地帯（首都圏整備法）
 - b. 近畿圏の既成都市区域または近郊整備区域（近畿圏整備法）
 - c. 中部圏の都市整備区域（中部圏開発整備法）
- II 次の区域の全部または一部を含む都市計画区域で建設大臣が指定するもの
 - a. 首都圏の都市開発区域 d. 新産業都市の区域
（新産業都市建設促進法）
 - b. 近畿圏の都市開発区域 e. 工業整備特別地域
（工業整備特別地域整備促進法）
 - c. 中部圏の都市開発区域 f. 人口 10 万人以上の市の区域
- III I 及び II に掲げる都市計画区域と密接に関連のある都市計画区域で建設大臣の指定するもの

⑤ 設定状況

第 3 表

(1984, 3, 31 現在)

		都市計画区 域数	区域内都市 数 (市町村)	A. 都市計 画区域面積 (km ²)	B. 市街化 区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	B/A (%)
全 国	都市計画区域	1,195	1,884	91,070	—	—	—
	線引きすべき都 市計画区域	324	846	50,231	1,330,234	3,692,823	26.5
栃 木 県	都市計画区域	22	42	379,711	—	—	—
	線引きすべき 都市計画区域	3	22	178,382	27,346	151,036	15.3

(2) 「②地域地区」

都市における住居地、工業地、商業地などの土地利用を定めるもので、建築行為等を規制、誘導することによって都市計画を実現していこうというものである。

地域地区の種類及びその規制について定める法律等は第 4 表及び第 5 表のとおりである。

第 4 表のうち、用途地域内では、それぞれの指定目的に応じて建築規制が行われ、建築基準法に基づく建築確認の際にチェックされることとなっている。そのうちの用途制限は第 5 表に掲げるとおりである。

第 4 表

地 域 地 区

(1984, 3, 31 現在)

(1986, 4, 現在)

都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	制 限 規 定	制 限 対 象	制限の手段	全 国		栃 木 県	
					決 定 状 況		決 定 状 況	
					都市数	面積 (ha)	都市数	面積 (ha)
(1) 用途地域		建築基準法 48, 52, 53, 54, 55, 56, 56 の 2	建築物の用途, 容積率, 建=い率, 前面道路斜線制限, 隣地斜線制限 (ただし, 第 1 種住居専用地域において は, 高さの限度 および隣地境界線からの壁面後退), 北側斜線制限 (第 1 種および第 2 種住居専用地域のみ) 日影による一定の中高層の建築物の高さ	建築主事の確認	1, 403	1, 641, 193. 3	38	34, 461. 8
第 1 種住居専用 地 域	良好な低層住宅の環境を保護				1, 062	330, 953. 3	25	3, 721. 4
第 2 種住居専用 地 域	良好な中高層住宅地の環境を保護				1, 216	305, 216. 9	30	4, 194. 0
住 居 地 域	主として住居の環境を保護				1, 386	499, 048. 9	39	15, 132. 6
近隣商業地域	近隣の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進				1, 232	50, 213. 4	35	1, 124. 9
商 業 地 域	主として商業その他の業務の利便を増進				986	65, 011. 4	16	953. 8
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進				1, 202	170, 084. 2	28	3, 252. 3
工 業 地 域	主として工業の利便を増進				898	89, 129. 8	25	2, 017. 5
工業専用地域	工業の利便を増進				611	131, 535. 4	24	4, 065. 3
(2) 特別用途地区	用途地域内において, 特別の目的からする土地利用の増進, 環境の保護等	建築基準法 49, 地方公共団体の 条例	建築物の用途	建築主事の確認, 条例で定める 手続	191	30, 053. 0	6	301. 5
特別工業地区	①主として住居の用に供する区域において 繊維, 木工等の家内工業を地揚産業として 保護または育成 ②工業専用地域または既成市街地内の準工業 地域もしくは工業地域の区域において公害 防止の観点から立地すべき工業の業種, 業態を限定				134	17, 109. 3	2	78. 7
文 教 地 区	学校, 研究所等の教育文化施設の集団立地 地区の環境を保護				21	8, 109. 3	—	—
小売店舗地区	①小売店舗の集中立地地区の利便増進 ②商業業務地内で特に専門店舗の立地を保 護または育成				2	277. 9	—	—

業 務 地 区	官公庁建築物、事務所建築物の集中立地を保護または育成				3	58.7	—	—
厚 生 地 区	病院その他医療施設を中心とする良好な厚生環境を保護				1	15.0	—	—
娯楽・レクリエーション地区	①大都市の歓楽街等風俗営業遊戯施設の集中立地を保護または育成 ②住宅地でポーリング場等遊戯施設、飲食店の集中立地を保護または育成 ③海浜、大規模公園等レクリエーション施設の環境を保護し、利便を増進 ④避暑地、温泉地等でホテル、旅館、遊戯施設等の集中立地を保護または育成				7	860.2	1	18.4
観 光 地 区	温泉地等の観光地で旅館、ホテル等観光資源の利用上必要な施設の集中立地を保護または育成				9	1,551.5	—	—
特別業務地区	①卸売市場、卸売業の用に供する店舗または事務所を中心とする施設の集中立地を保護または育成 ②トラックターミナル等の流通関連施設の集中立地を保護または育成 ③幹線道路沿線等の交通至便地区でガソリンスタンド等の広域的サービス施設の集中立地を保護または育成				41	2,005.8	4	204.4
(3) 高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。	建築基準法 58	建築物の高さ	建築主事の確認	143	289,803.1	—	—
(4) 高度利用地区	用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度および最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度ならびに壁面の位置の制限を定める。	建築基準法 59	建築物の容積率、建ぺい率、建築物の建築面積、壁面の位置	建築主事の確認	137	729.8	2	1.3

(1984, 3, 31 現在)

(1986, 4, 1 現在)

都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	制限規定	制限対象	制限の手段	全 国		栃 木 県	
					決定状況		決定状況	
					都市数	面積 (ha)	都市数	面積 (ha)
(5) 特定街区	市街地の整備改善を図るため街区の整備または造成が行われる地区であり、建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める（そのかわり一般的な建築物の容積率、建=い率等に関する制限が適用されなくなる）。	建築基準法 60	建築物の容積率、高さ、壁面の位置	建築主事の確認	13	112.7	—	—
(6) 防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地区	建築基準法 61, 62	建築物の構造等	同上	617	237,043.1	11	1,483.4
(7) 美観地区	市街地の美観を維持するため定める地区	建築基準法 68, 地方公共団体の条例	建築物の敷地、構造、建築設備	建築主事の確認、条例で定める手続	5	1,356.3	—	—
(8) 風致地区	都市の風致を維持するため定める地区	法 58, 風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令, 都道府県の条例	建築、宅地造成、木竹伐採等	条例で定めるところにより規制	220	161,978.0	5	1,623.6
(9) 駐車場整備地区	商業地域内もしくは近隣商業地域内で自動車交通が著しくふくそうする地区等で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保すべき区域	駐車揚法 20, 地方公共団体の条例	大規模建築物に対する駐車施設の設置	条例による義務づけ	69	12,843.0	—	—
(10) 臨港地区	港湾を管理運営するため定める地区	港湾法 40, 40 の 2, 41	建築物その他の構築物の建設等	地方公共団体の条例（分区を指定した場合に制限が働く）	276	39,559.7	—	—
(11) 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域	古都法 8	建築物その他の工作物の設置、宅地造成その他の土地の区画形質の変更、木竹の伐採等	府県知事の許可	7	4,227.1	—	—
(12) 第1種歴史的風土保存地区	第1種歴史的風土保存地区は、歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保全を図るべき地域、第2種歴史的風土保存地区は、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保全を図るべき地域(明日香=域を区分して定める)	古都法 8	同上	同上	1	125.6	—	—
第2種歴史的風土保存地区					1	2,278.4	—	—

(13) 緑地保全地区	都市計画区域内において、良好な自然的環境を形成している土地の区域	都市緑地保全法5	おおむね同上	都道府県知事の許可	25	1,775.9	—	—
(14) 流通業務地区	特定の大都市の区域内で、幹線道路、鉄道等の整備状況に照し、流通業務市街地として整備することが適当な区域	流通業務法5	建築物その他の施設の建設等	法律により一定のものを禁止、建築物については建築主事の確認、都道府県知事の特例許可	19	1,727.3	1	47.3
(15) 第1種生産緑地地区	市街化区域内の一定規模以上の農地等の区域について公害の防止または災害の防止等	生産緑地法8	建築物その他の工作物の新築等、宅地造成、土石採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てニ拓	市町村長の許可	22	329.5	—	—
第2種生産緑地地区	良好な生活環境の確保と公共施設等の敷地の確保を図る（第2種生産緑地地区は10年で失効、ただし、1回に限り10年の期間延長ができる）。				22	300.7	—	—
(16) 伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存	文化財保護法83の3、市町村の条例	建築物その他の工作物の建設、宅地造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採等	市町村の長および教育委員会の許可	12	221.0	—	—
(17) 航空機騒音障害防止地区および航空機騒音障害防止特別地区	特定空港（新東京国際空港のみ）周辺において航空機の著しい騒音がおよぶこととなる地域について、騒音による障害を防止し、あわせて合理的な土地利用を図る。	特定空港法5	学校、病院、住宅等の建築	（航空機騒音障害防止地区） 建築主事の確認 （航空機騒音障害防止特別地区） 法律により学校、病院、住宅等の建築を禁止、都道府県知事の特例許可等	—	—	—	—

- (注) 「古都法」 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
「明日香法」 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
「流通業務法」 流通業務市街地の整備に関する法律
「特定空港法」 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

第 5 表

用途地域内の建築物の用途制限及び形態制

例 示		第一種 住居専用
用 途 制 限	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	
	兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの	
	上記以外の兼用住宅	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
	図書館、博物館	
	神社、寺院、教会	
	養老院、託児所、公衆浴場、診療所	
	巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局、その他一定の公益上必要な建築物	
	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校	
	病院	
	物品販売業を営む店舗（百貨店を含む）、飲食店	
	上記以外の店舗、事務所	
	ホテル、モーテル、旅館	
	ボーリング場、スケート場、水泳場	
	まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	
	待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業公衆浴場	
	営業用倉庫、床面積の合計が 50m ² をこえる車庫（一定規模以下の附属車庫などを除く）	
	自動車教習所、床面積の合計が 15m ² をこえる畜舎	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの	
作業場の床面積の合計が 50m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれか極めて少ないもの		
作業場の床面積の合計が 150m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの		
作業場の床面積の合計が 150m ² をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		
危険性が大きいかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場		
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設		
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設		
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設		
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設		
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場		
形 態 制 限	建 設 率 (%)	30, 40 50, 60
	容 積 率 (%)	50, 60 80, 100 150, 200
	高 さ (m)	10

限

第二種 住居専用	住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	備考	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 建てられる用途	
#								
							<div style="background-color: #cccccc; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 建てられない用途	
							# 条件つき建築可	
#								
#								
#								
#								
#								
#	(都市計画において位置を決定したものなど)							
30, 40 50, 60	60	80	80	60	60	30, 40 50, 60	定用途 の	70
100, 150 200, 300	200 300 400	200 300 400	400, 500 600, 700 800, 900	200 300 400	200 300 400	200 300 400	ない 地 域 の	400
—	—	—	1000	—	—	—	域 指	—

(3) 「③促進区域」

主として土地所有者等に一定期間内に一定の土地利用を実現することを義務付け区域内の土地をその特質に応じて利用させることを目的とする制度で、次の3種類のものがある。

- ① 都市再開発法による市街地再開発促進区域
- ② 大都市地域における住宅等の供給の促進に関する特別措置法による土地区画整理促進区域
- ③ 同法による住宅街区整備促進区域

(4) 「④都市施設」

道路、公園、下水道など、都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設であり当該都市計画区域内に必要な施設の位置や構造を都市施設に関する都市計画として決定するものである。

都市施設の種類とその決定状況は、第6表（全国）及び第7表（栃木県）のとおりである。

第6表 都市計画施設（全国）

（1984，3，31現在）

施設区分	都市数	計画	供用又は完了	箇所数	備考
道路		58,446.42km	21,712.17km		
自動車専用道路		953.61 "	478.44 "		
幹線等路		56,183.86 "	21,667.98 "		
区画等路		676.38 "	255.00 "		
特殊街路		632.57 "	310.75 "		
うち都市モノレール専用道		61.80 "	13.85 "		
等		8,772,995m ²	5,106,264m ²	2,143	
駅前広場	95	1,292.22km	725.36km	166	
都市高速鉄道	164	154.99ha	133.80ha	290	
自動車駐車場	99	14.46 "	11.52 "	202	
自動車駐車場	40	193.80 "	171.00 "	60	
自動車ターミナル	5	216.20 "	216.20 "	3	
空港	3	8.37km	6.33km	2	
軌道	2	72.70ha	72.70ha	2	
港湾	1,527	80,166.13 "	35,477.11 "	28,623	
公園	1,254	40,465.50 "	7,855.40 "	571	
緑地	12	5.0ha	4.2ha	13	
広場	222	5,476.3 "	2,804.8 "	287	
墓園	16	78.1 "	65.4 "	16	
運動場	1	15.6 "	15.6 "	6	
遊歩道	2	19,864 "	19,864 "	2	
水道					

施設区分	都市数	計画	供用又は完了	箇所数	備考
下水道					
公共下水道		1,205,138ha	397.665ha		排水区域
都市下水路		293,122 "	186,870 "		"
流域下水道		680,291 "	79,477 "		
汚物処理場	447	663.5 "	596.0 "	434	
ごみ焼却場	629	1,522.4 "	1,235.6 "	706	
地域冷暖房施設	16	98,636m ²	94,654m ²	27	
ごみ処理場等	144	412.3ha	328.5ha	152	
ごみ運搬用管路	4	13,040m ²	11,040m ²	4	
市場	244	1,337.0ha	1,201.0ha	324	
と畜場	99	218.3 "	190.8 "	95	
河川	66	607.0 "	314.1 "		
運河	8	92.0km	47.5km		
水路	5	7.7 "	3.1 "		
学校	27	466.3ha	349.7ha	166	
図書館	2	0.5 "	0.5 "	2	
体育館・文化会館等	10	96.6 "	92.0 "	13	
病院	8	33.0 "	19.6 "	10	
保育所	14	5.1 "	4.8 "	38	
診療所等	2	1.8 "	1.8 "	2	
老人福祉センター等	14	44.2 "	6.9 "	15	
火葬場	298	317.2 "	247.4 "	288	
一団地の住宅施設	73	4,845.7 "	—	253	
一団地の官公庁施設	16	1,646.3 "	—	11	
流通業務団地	18	1,414.8 "	—	19	
防潮堤	8	26.3km	26.3km	24	
防火水槽	130	34,053m ²	33,719m ²	1,532	
河岸堤防	1	36.6km	36.2km	10	
公衆電気通信の用に供する施設	1	1.4ha	1.4ha	2	

第7表

都市計画施設（栃木県）

（1984, 3, 31 現在）

施設区分	都市数	計画	供用又は完了	計画箇所数	備考
道路					
幹線街路	37	1,315.85km	447.32km		
区画街路	1	0.46	0.46		
特殊街路	8	28.09	12.07		
駅前広場	30	257,542. m ²	157,215. m ²	73	
都市高速鉄道	1	4.94 km	4.94 km	1	
自動車駐車場	2	1.50 ha	1.50 ha	3	
自動車駐車場	1	0.07 "	0.07 "	1	
公園	38	898.84 "	665.20 "	447	
緑地	10	867.0 "	118.9 "	16	
墓園	5	89.5 "	56.3 "	6	
下水道					排水区域
公共下水道	24	21,949. ha	4,552. ha		"
都市下水路	11	2,797. "	2,184. "		"
流域下水道	15	7,938. "	504. "		"
汚物処理場	6	8.7 "	8.5 "	6	
ごみ焼却場	18	27.3 "	27.2 "	23	
市場	6	33.1 "	33.1 "	6	
と畜場	2	9.8 "	9.8 "	2	
火葬場	8	5.4 "	5.4 "	8	
一団地の住宅施設	4	14.7 "	14.7 "	5	
流通業務団地	1	47.3 "	—	1	

(5) 「⑤市街地開発事業」

- 一般的な市街地の整備は、
公共側が骨格的な都市施設を整備し、地域地区等による市街地の土地利用の方向付けに沿って、民間側が宅地開発等を行うとしている形で進行する場合が多い。
- 市街地開発事業では、
総合的な事業計画に基づいて、公共施設の整備と宅地の開発を併せて、面的に市街地の開発を行う場合も少なくない。この面的事業を行うことを定めるのが、市街地開発事業に関する都市計画である。
- この都市計画には、
その事業の施行区域、事業によって整備される公共施設の配置の方針、宅地の利用計画等を定めることとされている。

- ・ 市街地開発事業の種類は、第8表のとおりである。

第8表 市街地開発事業の種類及び決定状況

(1984, 3, 31 現在)

区 分	全 国			栃 木 県		
	都市数	計画面積	計画箇所数	都市数	計画面積	計画箇所数
土地区画整理事業	822	205,680.1ha	2,880	27	4,989.3ha	84
新住宅市街地開発事業	42	15,993.2〃	48	—	—	—
工業団地造成事業	37	7,504.3〃	34	6	1,511.0〃	9
市街地再開発事業	123	440.0〃	189	2	1.2〃	2
新都市基盤整備事業	0	0.0〃	0	—	—	—
住宅街区整備事業	3	15.0〃	3	—	—	—

4. 都市計画の決定

(1) 都道府県知事が都市計画を定める場合

- ① 都市計画の案の作成にあたって必要に応じ、住民の意見を反映させるため、公聴会等を開催する。
- ② 都市計画を決定する旨を公告し、その案を公告後2週間公衆の縦覧に供する。
- ③ 関係市町村の住民・利害関係人は、案について意見があるときは、縦覧期間満了の日までに意見書を提出できる。
- ④ 関係市町村の意見をきく。
- ⑤ 都市計画地方審議会の議を経る。この場合には、③の意見書の要旨を提出する。
- ⑥ 一定の都市計画については建設大臣の認可を受ける。
- ⑦ 以上の手続を経た後に都市計画として決定する。
- ⑧ 決定した旨を告示する。
- ⑨ ⑧の告示があった日から効力が発生する。
- ⑩ 建設大臣及び関係市町村長に総括図、計画図及び計画書の写しを送付する。
- ⑪ これらの図書を当該都道府県の事務所において公衆の縦覧に供する。(市町村長は送付を受けた写しを市町村の事務所において公衆の縦覧に供する)

この場合の縦覧は②. の縦覧と異なり、地元住民その他関係者が視在いかなる都市計画が定められているのかを常時知り得るようにするためのものであり、期間の制限がなく、その都市計画が変更、廃止されるまで続けられる長期縦覧である。

(2) 市町村が都市計画を定める場合

- ① 都市計画の案の作成に当たっては、(1) の①. で述べた措置を講ずる。地区計画と沿道整備計画の場合には、このほか特に、その案に係る区域内の土地に関し所有権等の権利を有する者の意見を求める。
- ② (1) の②. ③. の手続を経る。
- ③ 都道府県知事の承認を受ける。(地区計画の場合には、一定の事項について承認を受ける)

都道府県知事は承認に当たって、都市計画地方審議会の議を経る。
- ④ 以上の手続を経た後に都市計画として決定する。
- ⑤ 決定した旨を告示する。その日から効力が生ずる。
- ⑥ 建設大臣及び都道府県知事に総括図、計画図及び計画書の写しを送付する。
- ⑦ これらの図書又は写しが、(1) の⑩. と同様にして公衆に縦覧される。

(3) 建設大臣が都市計画を定める場合

2以上の都府県にわたる都市計画区域に係る都市計画については、本来都道府県知事が決定すべきものを建設大臣が決定することとされているが、これは知事に代わって建設大臣が決定するということであるので、手続も知事決定の場合の手続に準じて行われる。

(4) 都市計画の公害防止について

都市計画は公害防止計画に適合したものでなければならず、そのため予め環境影響評価がなされることとなっている。

都市計画決定権者は、第9表のとおりである。

第 9 表

都市計画の決定権者

都 市 計 画		都 道 府 県 知 事 決 定	市 町 村 決 定
市街化区域及び市街化調整区域		全 部	な し
地 域 地 区	用 途 地 域	大都市等に係る都市計画区域 等内で定めるもの	左以外のもの
	風 致 地 区	全 部	な し
	臨港地区，緑区保全地区， 歴史的風土特別保存地区， 第 1 種歴史的風土保存地区， 第 2 種歴史的風土保存地区， 流通業務地区，航空機騒音 障害防止地区及び航空機騒 音障害防止特別地区	全 部	な し
	他の地域地区	な し	全 部
促 進 区 域	市街地再開発促進区域 土地区画整理促進区域 住宅街区整備促進区域	な し	全 部
都	道 路	国道，都道府県道 幅員 16m（指定市では 22m） 以上のもの 自動車専用道路	左以外のもの
	都市高速鉄道	全 部	な し
	自動車ターミナル	一般自動車ターミナル	左以外のもの
	空 港	第一種～第三種空港	左以外のもの

市 施 設	公 園・緑 地・広 場	4ha（指定都市は 10ha）以上 のもの（但し当分の間は 1ha 以上）	左以外のもの （当分の間は 1ha 未 満）
	墓 園	10ha 以上のもの	10ha 未満
	水 道	水道用水供給事業の用に供す る水道	左以外のもの
	下 水 道	流域下水道又は排水区域が 2 以上の市町村の区域にわたる 公共下水道	左以外のもの
	河 川	一級河川，二級河川	左以外のもの
	運 河	全 部	な し
	学 校	大学又は高等専門学校	左以外のもの
	一 団 地 住 宅 施 設	集団住宅が 1,000 戸以上のもの	左以外のもの
	一 団 地 官 公 庁 施 設	全 部	な し
	流 通 業 務 団 地	全 部	な し
	防 潮 施 設	全 部	な し
	そ の 他 の 都 市 施 設	な し	全 部
市 街 地 開 発 事 業	区 画 整 備 事 業	面積 20ha を超えるもの	面積 20ha 以下のも の
	その他の市街地開発事業	全 部	な し
市街地開発事業等予定区域		全 部	な し
地 区 計 画 等		な し	全 部

5. 都市整備財政

都市計画事業の事業主体及びその財源等は 第 10 表のとおりであり、地方公共団体が事業主体となる事業のうち、一定基準以上のものについては国庫補助金が交付されるが、事業費に対する補助金の比率及び残余の資金について、認容される起債の充当率は、 第 11 表のとおりである。

第 10 表

主な都市整備事業（建設省所管）とその財源

事業種別	事業主体					事業内容	財源														
	国	地方公共団体	公団・事業団等	組合	第三セクター		その他の民間	地方公共団体特定財源													
								国庫補助金	国の貸付金	財政投融资	都道府県補助金	地方公共団体一般歳入	都市計画税	地方道路譲与税	石油ガス譲与税	自動車取得税	軽油引取税	地方債	日本開発銀行等融資	受益者負担金	
公園事業	○	○	○		○	○	都市公園等の整備， 古都及び緑地保全のための土地の買取り等	◎		○	○	◎	◎						◎	○	
下水道事業		○					公共下水道，流域下水道，都市下水路等の整備	◎			○	◎	◎						◎		○
街路事業		○					街路の整備，都市鉄道の高架化，共同溝，モノレール等の整備	◎			○	○	◎	○	○	○	○	○	◎		
都市高速道路事業			○				都市高速道路の整備			◎											
駐車場整備事業		○			○	○	駐車場の整備		◎			○							◎	◎	
都市河川改修事業		○					都市内の中小河川の改修	◎			○	◎							◎		
地域冷暖房整備事業					○	○	地域冷暖房の整備														◎
土地区画整理事業		○	○	○		○	公共施設の整備と土地の区画形質の変更	◎	◎		○	○	◎						◎		
市街地再開発事業		○	○	○			土地の高度利用を図るための公共施設・建設物及び建設敷地の整備	◎		○		◎	◎						◎	○	
工業団地造成事業		○	○				首都圏，近畿圏における工業地の造成			◎		○							◎		

新住宅市街地開発事業	○	○		大規模な住宅地の開発			◎	○					○	
流通業務団地造成事業	○	○	○	流通業務施設、公共 公益施設の整備			○						◎	○
住宅地区改良事業	○			改良住宅の建設と公 共施設の整備	◎			○	◎				◎	

(注) 1 財源欄中◎は主要な財源, ○は一部に例があるものを示す。
2 財政投融资は, 地方積, 日本開発銀行融資に係る財政投融资以外のものである。

第 11 表

都市計画事業の補助率・起債充当率

事業区分		国庫補助率	補助対象範囲	起債充当率	
				補助事業	単独事業
○ 下 水 道 事 業	公共下水道	管渠等 6/10 終末処理施設 2/3	指定都市 45.0% 一般都市 75.0%	85%	95%
	流域下水道	管渠等 2/3 終末処理施設 3/4	93%	75%	90%
	都市下水路	4/10	全 部	都道府県 90% 市町村 80%	
	特定公共下水道	1/4・2/9	全 部	60%・50% 〔企業負担金 を除く〕	
	特定環境保全公 共下水道	管渠等 6/10 終末処理施設 2/3	75%	85%	95%
	流域総合下水道 計画調査	1/3	全 部		
○ 公 園 事 業	都 市 公 園	施 設 1/2 用 地 1/3	52.0%	都道府県 ・指定市 90% 市町村 90%	同 左
	古都及緑地保全	古都保全 4/5 近郊緑地 2/3 緑地保全 1/3	全 部	同 上	同 左
○ 街 路 事 業	2/3 〔二種改良等は 1/2〕	全 部	80%		
○ 土 地 区 画 整 理 事 業	2/3 〔組合施行事業 の一部は 1/2〕	全 部	80%		100% (宅地 造成を目的 とする事 業)
○ 市 街 区 再 開 発 事 業	一般会計 1/3 道路特会 2/3	全 部	80%		100%

(注) 1 補助率等は昭和 58 年度予算におけるもので原則的な率を示したものである。
2 起債充当率の数値は, 補助事業については地方負担額に, 単独事業については査定事業費に対する割合である。

エ 中国側の質問事項

- (ア) 日本の土地私有制度下の線引き、事業実施上の問題点
- (イ) 都市計画行政従事職員数
- (ウ) 全総計画の内容と決定機関
- (エ) 日本の市の要件
- (オ) 人口のUターン現象対策

(2) 日本の老人問題の状況と対策の概要

〔 5月21日 AM8:40～11:23 〕
於北京市 友好協会会議室

ア 担当：今吉鹿兒島県副知事

(通訳) 友好協 王 浩

イ 出席：日本側－長野岡山県知事、山口、池田随員

中国側－黄世明友好協副会長、唐一志財政部城市福利司々長

(司会) ほか同部幹部、民政部幹部、北京市職員、友好協

職員等計 20名

ウ 説 明

第1 高齢化社会の進展

1 高齢化の予測

日本の高齢者(65歳以上)人口は1950年416万人、1984年1,196万人と急速に増加を続けており、2020年には全人口に対する割合が21.8%とピークに達することが予想されている。

第1表 人口高齢化の国際比較(65歳以上人口比率の推移)

(単位：%)

年次	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020
日 本	5.7	7.1	9.1	11.6	15.6	18.8	21.8
オーストラリア	8.5	8.3	9.3	10.4	10.9	11.7	14.4
フ ラ ン ス	11.6	12.9	13.7	13.2	14.6	14.4	17.4
西 ド イ ツ	10.8	13.2	15.0	14.1	15.4	18.7	19.2
スウェーデン	12.0	13.7	16.2	17.5	16.7	18.0	20.7
イ ギ リ ス	11.7	12.9	14.9	15.5	15.3	15.6	17.7
アメリカ合衆国	9.2	9.8	10.7	11.4	11.3	11.5	14.2

(資料) 日本は、厚生省人口問題研究所「将来人口新推計(昭56.11)」(中位推計)
諸外国は国際連合1980年推計。

高齢者人口の割合が年を追って高まる傾向は、先進諸国に共通した現象であるが、日本の場合は、2020年時点では世界最高になることと、その進行が著しく早いという大きな特徴がある。(第1表)国民の10人に2人が65歳以上の高齢者であり、しかもそのうちの1人は75歳以上という状況が、35年後には確実に到来する日本では、高齢者対策は国政の重要な課題の一つである。

2 高齢化の原因

高齢化の原因の第1は、出生率の低下である。人口1,000人当たり出生数は1940年29.4であったものが、戦後のベビーブームで1947年には34.3と一旦は上昇したが、それ以降は下降に転じ1965年18.6、1975年17.1、1982年以降は12人台が続いている。

第2には、死亡率の低下をあげることができる。人口1,000人当たりの死亡者数は、1950年までは2桁であったが、医学の進歩や公衆衛生の向上、食生活の改善等によって、1970年以降は6人台を維持している。死亡率の著しい低下は、出生率が低下したにもかかわらず、人口増加を招くと同時に、平均寿命の伸長、ひいては高齢化社会の到来をもたらすことになった。(第2表)

第2表

西歴	出生 死亡 自然増加 (人口千対)		
	出生	死亡	自然増加
1900	32.4	20.8	11.6
1910	34.8	21.6	13.2
1920	36.2	25.4	10.8
1930	32.4	18.2	14.2
1940	29.4	16.5	12.9
1947	34.3	14.6	19.7
1950	28.1	10.9	17.2
1955	19.4	7.8	11.6
1960	17.2	7.6	9.6
1965	18.6	7.1	11.4
1970	18.8	6.9	11.8
1975	17.1	6.3	10.8
1980	13.6	6.2	7.3
1981	13.0	6.1	6.9
1982	12.8	6.0	6.8
1983	12.7	6.2	6.5
1984	12.5	6.2	6.3

資料：厚生省統計情報部

第3表 平均寿命の推移 (歳)

区分	1935 ~1936	1950 ~1952	1965	1975	1983	1984
男	46.92	59.57	67.74	71.73	74.20	74.54
女	49.63	62.97	72.92	76.89	79.78	80.18

平均寿命は近年着実に伸び続け 1984 年には男 74.54 歳、女 80.18 歳に達し、世界最高となっている。(第 3～4 表)

第 4 表 平均寿命の国際比較

(歳)

区 分	男	女
ア メ リ カ (1980 年)	70.5	78.1
イ ギ リ ス (1979-81 年)	70.8	76.9
フ ラ ン ス (1978-80 年)	70.05	78.20
南 ド イ ツ (1980-82 年)	70.18	76.85
ス ウ ェ ー デ ン (1980 年)	72.76	78.81

資料：Demographic Yearbook 1981 U. N. 等

3 負担の増大

日本の高齢者扶養負担は、現在では、実質的な生産年齢人口（20～54 歳）6 人弱で 1 人の高齢者を支えているが、2000 年には 4 人弱で 1 人を、2020 年には 2.5 人で 1 人を支えなければならない。さらに、これを支える労働者についても若年労働者の供給が減少するために高齢化が進展し、55 歳以上の労働人口の割合は、1985 年の 18%が、2000 年には 23%に達することが予測される。

4 家族の変化

戦後実施された民法の改正によって、日本の従来 of 家族制度は大きく変化し、夫婦を中心とする核家族化が急速に進んだ。また、産業構造の変化に伴い、若年層が大量に流出した農村地帯には高齢者世帯が残され、一方過密化した都市部では、住宅事情が核家族化を一層増幅させることになった。(第 1 図)

高齢者のうち子供と同居している者の比率は、1963 年 79.9%、1973 年 74.2%、1983 年 66.8%と次第に低下している。地域別では、都市部ほど高齢化の単独世帯や夫婦のみの世帯の割合が高くなっているが、このことは、高齢者が独立で生活を営めなくなった場合、社会的援助を必要とする状態に陥り易いといえる。(第 2 図)

第1図 世帯の推移

写真あり

資料 昭和15年までは総務庁（統計局）「国勢調査」

昭和28年以降は厚生省（統計情報部）「厚生行政基礎調査」による。

第2図 市郡別に見た65歳以上の者のいる世帯の構造

写真あり

資料 厚生省（統計情報部）「昭和58年厚生行政基礎調査」

写真あり

- （注）1 大都市とは、東京都の区の存在する地域及び10大市（横浜，名古屋，京都，大阪，神戸，北九州，札幌，川崎，福岡，広島）
- 2 65歳以上の者のいる世帯の全世帯に対する割合は，大都市19.6%，その他の市22.9%，郡部34.1%である。
- 3 日ぬきの部分は，「夫婦と未婚の子のみの世帯」，「片親と未婚の子のみの世帯」と「その他の世帯」である。

第2 高齢者対策

高齢者対策は、高齢者が、健康を維持して経済的に安定し、住み良い環境の中で生きがいを持って充実した生活が営めるとともに、病気やねたきりになった場合には、必要なサービスが受けられるような制度を確立することにある。

しかしながら、これらのすべてを公的資金で賄うとすれば、その額は膨大なものとなり、高齢者を支える側の国民の負担能力の限界を超えることが予想され、仮りにそれが可能であるとしても、国としての活力を失うことになる。従って、高齢者対策は、まず国民の一人ひとりが自己の保有する手段と能力を活用する自立自助を基本に置き、次いで地域における相互扶助機能を活用してこれを支援し、必要に応じて公的支援を行うという社会の仕組みを確立することが必要である。

以下、現在日本が実施している高齢者対策の概略を掲げる。

写真あり

1 意識啓発活動

平均寿命が年々
伸び続け、男子
74.54 歳、女子
80.18 歳という世
界一の長寿国にな
った日本では、若者
を含めて、国民の誰
もが将来は高齢者
の仲間入りをする
可能性を持っている。
既に国民のライフサイクルに大きな変化が生じているが（第3図）、これに的確に対応するためには、人生50年時代につくられた諸慣行や考え方を見直し、人生80年時代にふさわしい社会の仕組みをつくりあげていかなければ

ばならない。このためには、高齢化社会の意義、問題等について、共通の理解と認識を持ち、個人、家庭、企業、行政のそれぞれが、高齢化社会の中で果たすべき役割を自覚し、連帯して問題の解決に対応していけるよう意識啓発を図る必要がある。

(2) 現 在 (1980 年)

写真あり

出典 昭和 59 年 人口問題審議会組告

現在、学校教育、社会教育の中で高齢期に向けての準備教育を行うとともに、敬老意識を高めるため敬老の日（9 月 15 日）記念事業等を全国的に地域ぐるみで実施している。

2 雇用の促進

高齢者は、経済的な理由から、また、生きがい、健康維持のうえからも就業意欲が極めて強い。長い間、培ってきた高齢者の知識と経険は、社会的な資産であるので、これを活用して自立自助の道を拓くため、高齢者の雇用の促進を図る必要がある。

現在、大企業を中心に 55 歳から 60 歳への停年延長が除々に進みつつあるが、それが 65 歳を超えるにはかなりの年月がかかるものと思われる。しかしながら、停年退職後の再就職を促進するため、企業自ら又は、公共機関が実施する職業能力再開発制度も活用されており、さらに国と県は社会福祉協議会等に委託して高齢者能力開発情報センターを全国各地に開設し、高齢者に対して就職のあっ旋や情報の提供を行っている。（第 5 表～第 7 表）

第 5 表 停年退職後も働きたいか
— 被備者 —

	該当者数	働きたい	よに仕事があれば働きたい	働きたくないが生活のために必要であれば働く	働きたくない	その他	わからない	計
	人	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,729	26	32	16	18	1	7	100
20～29歳	355	17	31	18	22	0	12	100
20～39	544	26	31	16	18	1	8	100
40～49	483	27	34	18	16	1	4	100
50～59	291	30	33	13	18	2	4	100
60～64	56	50	28	4	5	4	9	100

資料 総理府（広報室）「勤労意識に関する世論調査」（昭和 57 年）

第 6 表 何歳くらいまで働きたいか

(%)

	50歳くらい	55歳くらい	60歳くらい	65歳くらい	70歳くらい	働ける限りずっと	その他	わからない	計
総数	6	8	21	11	3	43	3	5	100
20～29歳	7	8	16	5	1	39	9	15	100
30～39	10	10	21	8	2	42	2	5	100
40～49	6	10	25	9	2	44	1	3	100
50～59	1	5	27	16	4	44	1	2	100
60～64	1	1	2	22	12	60	1	1	100

資料 総理府（広報室）「勤労意識に関する世論調査」（昭和 57 年）

第 7 表 年齢階級別及び就業（希望）理由別就業（希望）高齢者数の割合（男）

(%)

就業（希望）理由	就業者				就業希望者			
	計	55～59歳	60～64歳	65～69歳	計	55～59歳	60～64歳	65～69歳
就業者（就業希望者）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経済上の理由	85.1	91.7	81.4	73.2	49.6	69.6	41.6	40.9
自分と家族の生活を維持するため	78.5	87.9	72.9	62.0	30.2	51.6	23.1	19.1
生活の足しにするため	6.0	3.3	7.8	10.6	18.7	17.3	17.8	21.1
その他	0.4	0.4	0.5	0.3	0.6	0.5	0.6	0.7
不明	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.1	—
健康上の理由	5.1	2.6	6.7	9.3	21.4	16.0	24.8	22.4
いきがい・社会参加のため	5.0	2.9	6.4	8.4	18.7	8.1	22.7	23.7
（頼まれたから）時間に余裕があるかわ	2.5	1.3	2.8	5.4	7.2	5.2	6.2	10.2
その他	2.2	1.4	2.6	3.7	1.6	0.8	1.7	2.3
不明	0.1	0.1	0.0	0.1	1.4	0.4	3.0	0.3

資料 労働省（政策調査部）「高齢者就業実態調査」（昭和 58 年）

また、現在産業界では、OA化、ME化が急速に進展しており、高齢者でなくても年輩の勤労者にとって、それらに適合しにくくなっている実態が見受けられるが、今後は高齢者でも容易で安全に使いこなせるマイクロエレクトロニクスの開発や、高齢者の能力を補完する機器の開発が望まれている。

3 生きがい対策の促進

高齢者は就労からの引退による社会的役割の低下、子供の独立や配偶者との死別などによって孤独や無為に陥ったり、生きがいを喪失することが多くなりがちである。

特に、日本の高齢者は仕事に生きがいを求める傾向が強く、仕事からの引退が、老後の生きがいに大きな影響を与えることが多い。

従って、高齢者がこれまでに蓄積した経験と能力を有効に活用できる機会を確保することは、高齢者の生きがいを高め、充実した老後生活を確保するという点からも重要である。

一方、仕事から離れるとした場合の老後に求める生きがいについての意識を見ると、「趣味、余暇を楽しむ」が多く、年齢が加わるにつれて「友達、隣人とのつきあい」の割合が高くなっている。(第8表)

第8表 老後に求める生きがい

(複数回答)(%)

	趣味・余暇を楽しむ	社会奉仕	信仰	家族との関わり	友達・隣人とのつきあい	その他	特にない	不明
計	61.1	13.3	9.1	50.8	39.4	1.1	7.9	0.2
30～34歳	67.6	10.5	5.7	47.7	36.8	1.2	8.2	0.2
35～39	64.2	13.0	6.6	49.5	39.1	1.0	8.1	0.1
40～44	60.1	15.5	8.1	51.0	39.7	1.4	7.5	0.3
45～49	57.5	13.5	12.1	54.0	40.4	0.9	7.6	0.2
50～54	54.3	14.2	14.3	52.4	41.8	1.1	8.1	0.1

資料 総務庁(老人対策室)「老後の生活設計に関する調査」(昭和50年)

また、高齢者の地域奉仕活動への参加意欲はかなり強く、長い自由時間と豊富な知識、経験を有する高齢者が、地域社会活動の中心的役割を担うことになれば、地域社会が活性化され、連帯感のある地域社会を形成することができる。(第4図)

このため、
木工、竹工等
高齢者の知識
と技能を生か
す共同作業所
等を設置する
生きがいと創
造の事業、老
人クラブの活
動を通じて社
会奉仕に参加
するための老
人クラブ助成
事業等を実施
している。

第4図 参加している地域奉仕活動の内容
(複数回答)(%)

写真あり

資料 総務庁(老人対策室)「老人の地域奉仕活動に関する調査」(昭和57年)

(注) 本調査における「地域のための奉仕的な活動」の内容

- 1 地域環境保全(公共地の清掃・除草・植樹, 美化運動など)
- 2 地域安全管理(交通安全運動, 防犯・防災運動, 水難防止運動など)
- 3 地域教育・文化活動〔郷土芸能の伝承, 史蹟の保存, 趣味やスポーツの指導, 子ども会の育成など〕
- 4 地域福祉活動〔老人や身体障害者のいる家庭等への慰問や手伝い, 施設への慰問や手伝い, 施設・団体への手づくり品等の寄贈, 手話・点訳・朗読など〕
- 5 団体活動の世話〔町内会・婦人会・老人クラブ等の役員, 地域の催しものの世話役, 民生委員・保護司など〕

4 年金制度の整備充実

高齢者の生活費に関する考え方を見ると、自助意欲が最も強いが、家族に対する期待も欧米諸国に比較してかなり高い。

第9表 老後の生活費に関する考え方

(%)

	日 本	タ イ	アメリカ	イギリス	フランス
働けるうちに準備し, 他に頼らない	55.0	24.7	60.7	44.2	27.5
家族が面倒を見るべき	18.8	61.4	0.6	0.2	2.2
社会保障でまかなわれ るべき	21.8	10.6	29.1	47.1	66.1

資料 総務庁(老人対策室)「老人の生活と意識に関する国際比較調査」(昭和56年)

1983年の総理府調査によれば、親の生活費をいくらかでも負担している者は38%であった。また、親の生活費負担についての一般的意識を見ると、

財産を継いだ子が1人で負担するのが良い31%、一律に負担21%、収入に応じて負担19%、長男が1人で16%となっている。今後、高齢者中拠出制年金の受給者の割合が高まって来るに従って、親も子も扶養に関する意識は大きく変化することが予想されている。

公的年金制度は、今後、高齢者の生活を支える中心となるもので、基礎年金の導入等大幅な改正が行われたところであるが、現行の3種7制度にわたる公的年金は、1995年を目途に一元化が進められることになっており、これによって制度間格差の是正、制度の安定的運営、重複過剰給付の整備がより一層進められることになる（厚生年金を例にとると、40年加入の場合夫婦の年金月額、1984年度価格で176,200円）。

また、多様化する高齢者のニーズに対応し、豊かな老後を過すための企業年金や個人年金も年々整備、拡充されつつあるところである。

5 保健、医療対策の充実

いかに健やかに老いるかは、高齢化社会での最大の課題の一つになっている。高齢者は、加齢とともに、心身の機能の衰えにより、有病率・受診率が高く、しかも高血圧、脳卒中、心臓病など循環器系疾患の割合が高いので一旦り病すると治療に長期間を要し、全快しにくく、また、ねたきりになるなどで、医療費の負担は、個人的にも社会的にも莫大なものになり易い。

1983年度の医療費の内容を年齢階級別に見ると、65歳以上の者の総人口に占める割合は9.8%であるのに、国民医療費に占める医療費の割合は34.4%に達している。さらに70歳以上の者の1人当たり平均医療費は、70歳未満の者の平均の5.2倍となっている。そこで、医療費についても、本人が若干負担した残りを、国、県、市町村と保険者の拠出金で支払う特別な老人保健制度が確立されている。

一方、高齢者のかかり易いこれらの疾病は、日常の健康管理や食事管理を注意深く行うことによって防ぎ得るものも多いので、老人保健管理事業や老

人精神衛生相談を通じて、個人個人が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、平常からスポーツを通しての健康増進や疾病の予防、早期発見、早期治療に努めるよう指導するとともに、行政はこれを支援するための保健予防体制の整備に努めている。

6 要援護老人対策 …… (第 14 表)

(1) 在宅福祉の充実

高齢者のうちねたきり老人の数は、全体の 3.9% に達しており、この比

第 5 図 ねたきりの人の数と割合

写真あり

資料 厚生省（統計情報部）「厚生行政基礎調査」（昭和 56 年）

率は高齢になる程高くなっている。ねたきり老人は、住み慣れた地域社会の中で、できるだけ家族や近隣の人たちと暮らしていけるようにすることが大切である。しかし、核家族化、婦人就業の増大等によって、家族の手みで介護を行うことが

第 6 図 家庭奉仕員の設置状況

写真あり

厚生省社会局調べ

(注) 1. 対象家庭事仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、

心身障害児（書）が含まれている。

2. () 内は、人口 10 万対比

次第に困難になって来ているので、これを支援する体制を整備することが必要である。このために、家庭奉仕員（ホームヘルパー）の派遣事業や、ねたきり老人を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難になったと

第 10 表 ねたきりとなった場合に介護を頼む相手方

(%)

	実数	ねたきりとなった場合に介護を頼む相手方									
		配偶者	息子	嫁	娘	子供達全員	その他の家族	家族新族	小計	家政婦・ホームヘルパー・施設など	わからない
全体	1,428	36.7	4.0	27.7	11.4	3.6	0.5	(83.9)	8.5	7.6	
性別											
男性	638	68.8 (-)	3.6 (15.7)	10.6 (36.8)	4.9 (16.9)	2.5 (8.9)	- (1.1)	(90.4) (79.4)	4.7 (12.4)	4.9 (8.2)	
女性	790	10.8 (-)	4.3 (6.6)	41.4 (45.2)	16.7 (18.7)	4.4 (4.8)	10.0 (1.4)	(78.6) (76.7)	11.5 (13.2)	9.9 (10.1)	

き、特別養護老人ホーム等に保護するショートステイ事業、虚弱老人等を特別養護老人ホーム等に通所させて、

入浴、給食リハビリテーション等のサービスを提供するサービス事業等を実施している。(第 5、6 図、第 10 表～第 12 表)

資料 総務庁（老人対策室）「老後の生活と介護に関する調査」（昭和 56 年）

(注) 1 調査対象は 60 歳代の者である。

2 性別欄の () 内は、配偶者が面倒を見られなくなった場合について再掲したものである。

第 11 表 55 歳以上のねたきり者の状況

		ねたきり者数	うち 6 か月以上のねたきり者数
入	院	131 千人 (29.9%)	72 千人
在	宅	307 (70.1)	252
合	計	438 (100)	324 (74.0%)

資料 厚生省（統計情報部）「厚生行政基礎調査」（昭和 56 年）

第 12 表 介護の内容

(複数回答) (%)

	実数	介護の内容							合計
		外出時に付添	室内移動の介助	入浴時の介助	着換えの介助	食事の介助	用便等の下の世話	その他	
全体	728 人	45.3	55.9	58.2	68.1	73.5	65.5	3.6	370.1
性別									
男性	236	43.6	57.6	46.2	47.5	47.5	44.9	5.9	293.2
女性	492	46.1	55.1	64.0	78.0	86.0	75.4	2.4	407.0

資料 総務庁（老人対策室）「老後の生活と介護に関する調査」（昭和 56 年）

(注) 調査対象は 60 歳代の者である。

(2) 老人福祉施設の整備

要援護老人の介護は、在宅福祉を基本とするが、在宅では介護できない要援護老人については施設入所サービスを提供する必要がある。老人福祉施設の整備状況は、第13表のとおりである。

第13表 老人福祉施設

種類	入所要件	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	原則として、65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため、常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者	1,505	人 111,970
養護老人ホーム	原則として65歳以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者	946	69,600
軽費老人ホーム	原則として、60歳以上の者で、身よりがないか、又は家庭の事情で同居できない者で、基本利用料の2倍程度以下の収入のある者（ねたきり歳人を除く。）	233	14,269

(厚生省調査 1984年10月1日現在)

これらの施設は、県、市町村又は社会福祉法人が設立しており、国庫補助の対象（設置費、入所者の措置、生活費、及び管理運営費）となっているが、県立以外のものについては県も補助をしている。

(3) 痴呆性老人対策

高齢者の増加に伴い痴呆性老人が増え、深刻な問題になっている。痴呆性老人は、全国で約60万人いるといわれているが、このまま増え続けると、2000年には100万人を超えることが予測されている。

現在、日本では原因の究明と治療方法の確立に積極的に取り組んでおり、脳萎縮型以外のものについては、予防方法、治療方法ともに少しずつ解明されつつある。未だ痴呆性老人の専用収容施設はないが、特別養護老人ホームに痴呆性老人の専用居室をつくる場合には、その一部を補助する制度が発足しており、また、収容施設での処遇技術の向上を図るための研修会が全国的に盛んに行われている。

第 14 表 老人福祉対策概覧

(1) 在宅福祉対策

(1985 年度)

事業名		事業の概要	
在宅福祉対策	要援護老人対策	老人家庭奉仕員派遣事業	ねたきり老人等日常生活を営むのに支障がある者に派遣 ＊家庭奉仕員数 21,613 人
		老人日常生活用具給付等事業	
		ショートステイ事業	
		デイ・サービス事業	
		通所サービス事業	
		訪問サービス事業	
		痴呆性老人処遇技術研修事業	
		老人クラブ等活動推進員	
		老人クラブ活動等社会参加促進事業	
		高齢者能力開発情報センター運営	
在宅福祉対策	社会参加促進対策	老人クラブ活動等社会参加促進事業	
		高齢者能力開発情報センター運営	

(注) ＊印は予算上の人員、か所数 老人クラブは、厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(2) 施設福祉対策

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	入所施設	特別養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な老 *1,505 か所 111,970 人
		養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な老 *946 か所 69,600 人
		軽費老人ホーム(A型)	(入所要件) 原則として60歳以上の者で、身よりがなく、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある老(ねたきり老人を除く) *233 か所 14,269 人
		軽費老人ホーム(B型)	(入所要件) 原則として60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) *38 か所 1,810 人
		有料老人ホーム	(入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や公的援助のある施設に入ることを望まない者 *92 か所 7,815 人
	利用施設	老人福祉センター	地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に共有するための利用施設 *1,689 か所
		老人憩の家	地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 *3,605 か所
		老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 *68 か所

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 事業の概要の欄の*印は昭和59年10月1日現在の施設数、定員数

7 生活環境の整備

住宅は、家庭生活の基盤であり、とりわけ、住宅及びその近隣で過ごす時間の長い高齢者にとっては、住宅の持つ意味は大きい。

我が国の高齢者の居住形態は、伝統的には子供との同居が多かったが、近年は同居率が年々低下している。しかし、意向調査によれば、親の側からも、また子の側からも 60～70% と同居志向は高い水準を示している。また近年、個人生活を尊重しつつ親子のつながりを保つものとして、隣居近居と呼ばれる居住形態が現われてきている。

国は、市町村を通じて高齢者向け公営住宅の建設を積極的に進めるとともに、高齢者と子供の同居を促進するため、子供が高齢者と同居するための部屋をつくる場合には、特別の融資を行う制度を設けている。

また、高齢者が、家族や地域住民とふれあう機会を増やすため、従来、人里はなれた閑静な地域に建設されていた特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の老人施設をなるべく住居地域内に建設するよう指導している。

さらに、繁華街の階段式の歩道橋を撤去して、横断歩道を増やす等、身体的機能の低下した高齢者が、安全でかつ円滑に行動できる、まちづくりの工夫を都市計画行政の面でもきめ細かに行っている。

第3 鹿児島県における老人福祉対策

1 概況

鹿児島県は、人口 1,819,245 人（1985. 10. 1）で本土の最南端に位置し、総面積 9,164Km² で、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び種子島、屋久島、遠く南に伸びる奄美群島等の多数の島々からなっている。霧島火山帯が県土を南北に縦断しているため、本土の大部分はシラスと称する火山灰土壌に覆われている。

県内いたるところに温泉が湧出しているうえ、人口 52 万人を擁する鹿児

島市から僅か 4Km 離れた桜島は、20 数年前から連日火山活動を続けているため、九州観光の拠点になっている。畜産を主体とした農業県で、肉用牛、豚、ブロイラーの飼養頭数は全国 1 位、採卵鶏は第 2 位である。工業の振興を図るため、テクノポリスの建設、原子力発電所の建設、石油備蓄基地の設置等を積極的に進めるとともに企業誘致にも力を入れており、IC 製造業、セラミック工場等先端技術関連企業の立地が進んでいる。

薩摩半島南端の坊之津は、遣唐使時代からの中国との貿易港として栄えた町で、鑑真和尚が最初の足跡を残す等、中国との係わりは深い。鹿児島市内にも唐湊の地名が残っている。

2 老人福祉対策

1981 年、厚生省人口問題研究所が行った 1985 年人口推計によれば、全国の 65 歳以上の高齢者率が 10%であるのに比べて、本県のそれは、14%と著しく高く、全国第 3 位の老人県で、過疎の進んでいる地域によっては、20%を超えている所もある。これは、県内に雇用の場が少ないため、新規学卒者が大量に県外に流出することによるものである。

県では、若者の就業の場を創造するため、企業誘致に力を入れる一方、「ぬくもりに満ちた県政」をモットーに、老人対策を県政の最重点項目の一つに掲げている。

なかでも、老人福祉施設の整備に力を入れており、1986 年 4 月 1 日現在で、特別養護老人ホーム 62 か所（全国第 4 位）、養護老人ホーム 39 か所（全国第 2 位）、軽費老人ホーム 8 か所（全国第 8 位）を設置する等、国庫補助対象事業の全般にわたって積極的に取り組んでいるほか、第 15 表に掲げのような県独自の事業も、幅広く、かつ、きめ細かに実施している。

第 15 表 鹿児島県の老人福祉対策

(単独事業)

事業名	内容
地域ぐるみの老人と子どものふれあい事業	世代間交流活動を推進し、老人の生きがいを高め、児童生徒の健全育成に資する。(事業主体：県杜協、県老連 世代間対談会の開催、郷土玩具製作等)
豊かな高齢化社会を考える洋上研修事業	活力ある老人・青壮年が集団生活を通じ、地域社会における活動推進の意欲を醸成し、老人の生きがいの増進を図る。 (船内研修、県人会とのふるさと交流会等)
高齢者の生活を豊かにするメニュー事業	高齢者の生活を豊かにするため、メニュー事業を市町村が選択して実施し、地域の実態に即した生きがい対策の充実を図る。(老人福祉バス・ゲートボール場の設置、入浴、給食サービス)
高齢者体育文化活動費補助事業	老人の健康保持、社会参加活動を促進するため、老人スポーツ大会等を実施し、老人の生きがいを助長するとともに老人福祉の県民理解・関心の高揚により、老人福祉の増進を図る。 (種目：老人体操、フォークダンス)
ねたきり老人及び痴呆性老人等介護講習会事業	家族等を対象に介護・処遇の仕方の講習を行い、福祉の増進を図る。
老人家庭訪問員設置事業	ひとり暮らしの老人に対し老人家庭訪問員による訪問活動を実施し、日常の安否の確認と孤独感の解消を図り、老人福祉の増進に寄与する。
在宅ねたきり老人等介護者研修事業	介護者の労をねぎらい、併せて介護技術の研修を実施し、在宅福祉の向上と充実に資する。(医師による研修、内容は介護技術及び機能回復訓練の方法等)
老人の生活環境整備資金貸付事業	65歳以上のねたきり老人及び70歳以上の老人の専用居室等の整備改善に要する資金の貸付を行い老人福祉の向上を図る。(一般900千円、特別1,200千円……災害等)

エ 中国側の質問事項

- (ア) 日本の定年制
- (イ) 定年後の再就職の可能性及び再就職先
- (ウ) 鹿児島県の老人ホーム（1カ所）にかかる1年間の費用負担
(国・県・事業主体)
- (エ) 年金支給額は毎年増額するものか
- (オ) 老人対策で最も重要なものはなにか
- (カ) 日本の若者の老人問題に対する考え方
- (キ) 「敬老の日」の趣旨
- (ク) 日本の年金制度の種類

(3) 日本の道路交通事故の状況と対策の概要

〔 5月23日 AM9:18～11:33 〕
〔 於 西安市 人民大夏6階会議室 〕

ア 担当：平井香川県副知事

(通訳) 陝西省外事弁公室 張宏山

イ 出席：日本側－各団員、随員

中国側－陳興亮陝西省外事弁公室主任、陝西省公安厅顧問

(司会) ほか同公安厅職員、西安市交通署職員等計 50 名

ウ 説 明

第1 道路交通事故の状況

1 推 移

自動車交通の急激な伸展に伴って、道路交通事故による死傷者数は、1970年まで逐年増加の一途を辿ったが、同年から国・都道府県・市町村及び民間、国民各層が取り組んだ総合的な交通安全対策によって、自動車台数の激増にも拘らず、死傷者数及び死傷発生の度合は極めて低く抑えられるようになった。

(第1表)

第1表 道路交通事故による死傷者の推移

1-1 総 数

年	自動車保有台数		死 者 数		負 傷 者 数	
	台 数	指 数	死 者	指 数	負 傷 数	指 数
1955	146 万台	100	6,379 人	100	76,501 人	100
1960	401	275	12,055	189	289,156	378
1965	790	541	12,484	196	425,666	556
1970	1,859	1,273	16,765	263	981,096	1,282
1975	2,893	1,982	10,792	169	622,467	814
1980	3,894	2,667	8,760	137	598,719	783
1985	4,827	3,306	9,261	145	681,346	891

資料：「交通安全白書」以下同様

1-2 人口 10 万人当り

年	死 者	負 傷 者
1955	7.1 人	86 人
1960	12.9	309
1965	12.7	433
1970	16.2	946
1975	9.6	556
1980	7.5	511
1985	7.7	563

1-3 自動車 1 万台当り

年	死 者	負 傷 者
1955	43.6 人	523 人
1960	34.9	837
1965	15.8	539
1970	9.0	528
1975	3.7	215
1980	2.2	154
1985	1.9	141

2 死亡事故の分析（1984 年）

1984 年交通死亡事故の発生状況は以下のとおりである。

(1) 曜日別死者数

1984 年の 1 日平均の死者数は 25.3 人であるが、曜日別では土・日曜日に多発しており、月別では 7 月以降が多い傾向にある。（第 2-1 表）

第 2 表 交通死亡事故発生状況

2-1 曜日別・月別 1 日平均死者数

（単位：人）（1984）

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
月～金	21.3	19.0	22.0	22.1	23.7	22.8	24.1	26.5	25.6	27.5	29.4	26.2	24.2
土・日	22.2	16.6	22.8	26.4	26.6	27.3	31.9	32.5	33.4	32.5	31.6	31.3	28.0

(2) 状態別死者数

事故発生時の状態別では、自動車乗車中が 36.6%と最も多く、以下、歩行中 27.8%、二輪車乗車中 25.1%、自転車乗車中は 10.2%となっている。なお、前年との比較では二輪車乗車中が増加している。（第 2-2 表）

2-2 状態別死者数

(1984)

区分	自動車乗車中			二輪車乗車中			自転車乗車中	歩行中	その他	合計
	運転中	同乗中	計	自動二輪	原付二輪	計				
死者数	2,287人	1,104	3,391	1,269	1,053	2,322	947	2,576	26	9,262
構成比	24.7%	11.9	36.6	13.7	11.4	25.1	10.2	27.3	0.3	100.0
対前年増減率	△5.3%	3.0	△2.8	2.1	3.8	2.0	△1.1	△7.7	—	△2.7

(注) 1. 「自動二輪」は自動二輪車(総排気量126cc以上)、「原付二輪」は原動機付自転車

(総排気量125cc以下)を指す。

2. △は減を示す。

(3) 年齢別死者数

死者数を年齢層別に見ると、20歳代16.4%、16~19歳15.3%、

50歳代13.9%の順で多く、16~23歳の若者が全体の約1/3を占めて

いる。

前年に比較すると、全般的な減少傾向の中で、40歳代及び50歳代の増加が目立つ。(第2-3表)

2-3 年齢層別死者数

(1984)

区分	15歳以下				16歳～59歳						60歳以上			合計	
	～6	7～12	13～15	計	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	計	60～69	70～79	80～		計
死者数	374人	205	119	699	1,414	1,523	900	1,174	1,283	6,294	927	942	400	2,269	9,262
構成比	4.0%	2.2	1.3	7.5	15.3	16.4	9.7	12.7	13.9	68.0	10.0	10.2	4.3	24.5	100.0
対前年増減率	△11.4%	△2.4	△24.2	△11.5	△1.0	△0.7	△14.4	△6.2	△5.9	△0.6	△9.6	△0.6	△5.9	△5.4	△2.7

(注) △は減を示す。

(4) 第一当事者別死亡事故件数

死亡事故の発生件数を事故発生の主たる原因者別に見て多いのは、自家

用普通乗用車41.0%、自家用普通貨物車19.1%、自動二輪車11.8%

の順となっている。また、車両の運転者の責に帰すべき事故が全体の96.2%を占めている。(第2-4表)

2-4 第一当事者別死亡事故件数

(1984)

区分	事業用				自家用				特殊自動車	二輪車		自転車	歩行者	その他	合計
	乗用		貨物		乗用		貨物			自動二輪	原付二輪				
	大型	普通	大型	普通	大型	普通	大型	普通							
件数	58	87	396	262	28	3,616	194	1,689	43	1,041	736	257	338	84	8,829
構成比	0.7%	1.0	4.5	3.0	0.3	41.0	2.2	19.1	0.5	11.8	8.3	2.9	3.8	0.9	100.0

なお、事故件数を規制(道路交通法)違反別に見ると、車両の運転者では最高速度違反が事故全体の23.8%で最も多く、以下、脇見運転9.2%、酒酔い運転8.9%の順でこれに次いでいる。(第2-5表)

2-5 法令違反別死亡事故発生件数の構成(主要違反のみ)

(1984)

違反	%	違反	%	違反	%
車両の運転者	96.2	安全運転義務	33.2	歩行者	3.8
信号無視	3.3	運転操作	4.5	信号無視	1.1
最高速度	23.8	前方不注意	16.3	横断	1.0
追越し	2.6	漫然 脇見	7.1	飛出し	0.5
一時不停止	3.4		脇見	9.2	
酒酔い	8.9	安全不確認	6.4		
過労等	5.5				

第2 香川県の道路交通事故の状況とその対策

1 道路交通事故の状況

(1) 推移

香川県の交通事故は、全国的傾向と同じく、自動車交通の急激な増加に伴って1970年まで逐年増加したが、同年から取り組んだ総合的な交通安

全対策によって、自動車台数、運転免許人口の激増にも拘らず、死傷者数は極めて低く抑えられるようになった。(第3表)

第3表 道路交通事故による死傷者の推移

3-1 総数

年	自動車保有台数		免許人口		死者数		負傷者数	
	台数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
	台		人		人		人	
1955	12,331	100	49,532	100	62	100	760	100
1960	24,094	195	117,290	237	119	192	2,288	301
1965	68,988	559	222,940	462	159	256	3,680	482
1970	178,032	1,444	272,653	550	232	374	10,856	1,428
1975	283,458	2,299	340,979	688	149	240	7,506	988
1980	382,874	3,105	425,792	860	113	182	6,406	843
1985	460,858	3,737	487,193	984	86	139	6,276	826

資料「香川の交通」以下同じ

3-2 人口10万人当り

年	死者	負傷者
1955	6.6人	80.5人
1960	13.0	249.0
1965	17.7	408.5
1970	25.6	1,195.7
1975	15.5	780.8
1980	11.3	640.6
1985	8.4	613.7

3-3 自動車1万台当り

年	死者	負傷者
1955	50.3人	616人
1960	49.4	950
1965	23.0	533
1970	13.0	610
1975	5.3	265
1980	3.0	167
1985	1.9	136

(2) 死亡事故の分析 (1985年)

A 死亡事故の推移 (過去最高年と最近10年間)

年別	1970	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
人 死者数	232	127	120	146	125	113	116	127	107	95	86

B 死亡事故は夜間に多発

区分	死亡事故	人事故
昼間	34人 (39.5%)	4,119件 (74.7%)
夜間	52人 (60.5%)	1,395件 (25.3%)

C 死亡事故は非市街地で多発

市街地 19人 (22.1%) 非市街地 67人 (77.9%)

D 死亡事故は幹線道路で多発

国道・主要地方道 54人 (62.8%) その他 32人 (37.2%)

E 道路形状別発生状況

交差点 28人 (32.6%) カーブ 22人 (25.6%)

直線 36人 (41.8%)

F 死者は高齢者、若者が多数を占める。

高齢者 (60歳以上) 42人 (48.8%)

若者 (16~24歳) 18人 (20.9%)

G 死者の状態別

歩行者	自転車	二輪車	四輪車
32人 (37.2%)	11人 (12.8%)	17人 (19.8%)	26人 (30.2%)

H 死亡事故の原因

前方不注視	速度違反	飲酒運転	無免許運転	その他
25人 (29.1%)	18人 (20.9%)	13人 (15.1%)	2人 (2.3%)	28人 (32.6%)

I 曜日別では土曜日、日曜日に多発

日	月	火	水	木	金	土
14人 (16.3%)	11人 (12.8%)	10人 (11.6%)	11人 (12.8%)	13人 (15.1%)	8人 (9.3%)	19人 (22.1%)

2. 香川県における交通安全対策推進状況 (1985年)

(1) 道路交通環境の整備

A 道路交通安全施設への整備

- (A) 危険性の高い場所の信号機の設置
 - (B) 交通流の変化に対応した信号機の高度化、現示修正等高率的運用
 - (C) 歩行者、自転車の安全確保のため歩行者用灯器・車両用灯器の増設
 - (D) 交通流の増大、都市化区域の拡大に対処して交通管制センターの拡充整備
 - (E) 幹線道路における歩道、自転車歩行者道の設置
 - (F) 交通事故多発地点の交差点改良
 - (G) 夜間事故多発地点の道路照明灯の整備
 - (H) 幹線道路の混雑緩和のためのバス停車帯整備
 - (I) 道路標識、標示の整備と視認性の向上
 - (J) 山間部等の転落事故防止のための路肩の整備
- B 効果的な交通規制
- (A) 交差点事故防止のため一時停止規制の強化、「止まれ」標示の整備
 - (B) 二輪車事故防止のため二段停止線、二輪車指導レーン、原付車（ミニバイク）の2段階右折の規制の実施
 - (C) 歩行者、自転車保護のため横断歩道、自転車横断帯の増設、生活ゾーン対策の推進
- C 路上駐車 of 適正化等
- (A) 自動車交通総量を抑制するためバス優先レーンの適正な運用等、大量公共輸送機関の優先対策の実施
 - (B) 保管場所法の適正な運用により路上駐車 of 排除を図る。
 - (C) 駐車場整備地区の指定、附置義務条例の制定の指導等により路外駐車場の整備促進を図る。
 - (D) 駅等自転車駐車需要への著しい地域における自転車駐車場の整備を促進する。

- (E) ノーマイカーデーの設定等マイカー通勤の自粛を呼びかけ、公共交通機関の利用を促進する。
- D 道路使用の適正化
 - (A) 道路の使用及び占用許可を適正に運用して、道路の損傷、交通の支障を防止する。
 - (B) パトロール等により道路不法占用、使用及び放置物件を排除する。
- E 子供の遊び場の確保
 - (A) 既設の遊園地、公園の積極的活用を図る。
 - (B) 香川県総合運動公園の整備、河川敷公園の利用促進を図る。
 - (C) 児童館、児童センターの整備と積極的活動の推進を図る。
 - (D) 学校体育施設の開放による遊び場を確保する。
- F 危険性物質の輸送に関するその他の交通環境の整備
 - (A) タンクローリー等車両による危険物及び高圧ガスの安全輸送計画を指導する。
 - (B) 危険物取扱い者、高圧ガス移動監視者の拡充と資質の向上を図る。
 - (C) 輸送途上の事故発生時の相互応援防災体制の整備充実
- (2) 交通安全に関する知識の普及等
 - A 交通安全教育の振興
 - (A) 生涯にわたる交通安全教育の機会確保
県・市町及びこじかクラブ、交通少年団、交通安全母の全、老人クラブその他関係機関・団体の活動を通じ、各年齢段階に応じて効果的に推進する。
 - (B) 高齢者の交通安全教育の徹底
高齢者を取り巻く家庭、地域、関係機関・団体が高齢者に対する安全教育をできるだけ多く実施して高齢者の交通安全意識の高揚を図る。

(C) 幼児の交通安全教育の徹底

- a. 家庭、保育所、幼稚園その他の保育活動を通じて「とまる」「たしかめる」「わたる」の交通安全指導を効果的に行う。
- b. 幼児交通安全教育指導者の充実を図るため、幼児交通安全教育指導者研修会を開催する。

(D) 学校における交通安全教育の徹底

- a. 学校における教育活動を通じて交通安全教育を実施する。
 - 小学校低学年……………「正しく歩く、止まる、安全に渡る」
 - 小学校高学年・中学校……………「自転車の安全な乗り方」
 - 高等学校……………「原動機付自転車等の安全運転及び無用な運転の自粛」
 - 「自転車の安全な乗り方」
- b. 小学校に安全教育の研究を委託し、効果的な研究を深め、その成果を県下に普及する。
- c. 幼稚園、学校へ定期的に交通安全情報を提供する。
- d. 幼稚園、学校に対して交通安全ポスター、作文、標語の募集を行う。

(E) 社会教育団体、交通安全組織による地域社会における交通安全教育の充実

(F) 運転者の社会的責任の自覚を促すため、シートベルト・ヘルメット着用効果と正しい着用方法の指導・啓発を推進する。

(G) 総合的な交通安全教育の推進

交通安全のコミュニティ形成を目標として、家庭・学校・地域社会の三者の連携による交通安全教育の下部への浸透、徹底を図る。

- a. 「こじかクラブ」の効果的な運営により幼稚園、保育所と家庭の

連携を強化し、一貫した安全教育を推進する。

- b. 「交通少年団」等子供会活動の育成により学校、家庭、社会を結んだ地域ぐるみの自主的な交通安全活動を展開する。
- c. 「交通安全母の会」の育成指導に努め、地域における交通安全コミュニティ活動を促進する。
- d. 子供、婦人、老人等を対象に「自転車の安全な乗り方」教室、交通安全自転車大会等を開催して、自転車の安全整備と正しい利用に関する意識の高揚、普及定着を図る。
- e. 夜間事故防止のため、交通弱者に照明器具の点灯携行、明るい衣服の着用、反射器材の普及を図る。
- f. 老人の集る地域をシルバーゾーンと指定し、交通規制、安全施設の整備を図る。

(H) 交通安全指導体制の確立

関係機関・団体の交通安全指導者の研修会を実施して指導者の資質の向上を図る。

B 交通安全運動の推進

- (A) 高齢者死亡事故抑止県民運動の実施（年間運動）
- (B) 県民の交通安全日（毎月20日）の運動
- (C) 季別の交通安全運動
 - a. 春・夏・秋・年末年始の交通安全運動
 - b. ゴールデソウウィークの事故防止
 - c. つゆどきの事故防止
 - d. 行楽期の事故防止
- (D) シートベルト・ヘルメット着用県民運動
- (E) 特別の交通安全運動

交通事故多発傾向時に実施する。

(F) 推奨運動の継続推進

自転車、二輪車の交通教室、黄信号で止まります運動、交通安全スカーフ活用運動、黄色い足型、黄色い自転車

C 交通安全に関する広報の推進

(A) 各種報道機関への交通安全対策に関する情報資料の提供

(B) 関係機関・団体の広報が効果的に推進されるよう資料提供に努める。

(C) 各種報道機関を媒体とする広報

a. 新聞（日刊）

(a) 交通事故速報 毎日

(b) 交通安全広報

b. テレビ

(a) 交通事故速報 毎日

(b) 交通安全広報 年 7回

c. ラジオ

交通安全広報 年間 48回

(D) 県発行広報誌等の利用

県政総合広報誌、警察本部広報誌、等による広報を実施する。

(E) 市町広報誌紙及び有線放送施設に交通事故統計等の資料提供を行う。

(F) 看板、横断幕、ポスター、チラシ、リーフレットの作成配布

(G) 交通安全ポスター展、交通事故写真展、交通安全フェアの開催

D 交通安全に関する民間団体の育成指導

(A) 交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者、運行管理者等交通安全関係団体の組織の充実と主体的な自主活動を促すよう指導育成する。

(B) 広く民間団体の安全活動への参加と実践の働きかけを強化し、活動に対する指導援助に努める。

(C) 交通安全県民大会を開催し、交通安全功労者・団体の表彰を行うことにより交通安全の意識高揚に努める。

(3) 安全運転の確保

A 運転者教育等の推進

(A) 運転免許試験の実施方法、内容等を改善充実して運転者の資質の向上に努める。

(B) 指定自動車教習所に対する指導監督を強化して教習水準の向上を図る。

(C) 講習指導員の資質の向上を図り、各種運転者講習の改善充実をはかる。

B 運転者の態様に応じた効果的な対策の推進

(A) 運転者の利便と運転者教育の充実を図るための即日交付制度の定着化

(B) 迅速、確実な行政処分による悪質、危険運転者の早期排除

C 運転管理の充実

(A) 安全運転管理の充実

a. 自動車の使用者責任の履行を確保する。

b. 講習内容を充実し、安全運転管理者等の地位及び管理能力の向上を図る。

c. 安全運転管理者協議会の充実により、事業所における自主的、意欲的な安全運転管理の促進を図る。

(B) 運行管理の強化

a. 自動車運送事業者に対する指導監督を強化して、運行管理の適正な実施を確保する。

b. 運行管理者等に対する指導教育の充実を図る。

(C) 大型貨物自動車の左折巻込事故防止のため二段停止線規制を拡大する。

D 運転者の労働条件の適正化

自動車運送事業者に対する監督指導を強化して労働時間及び健康管理適正化を図る。

E 道路交通に関する情報の充実

(A) 道路交通情報の充実

a. 道路を点検し、落石、がけくずれ等危険箇所の把握と防災施設の安全性の点検

b. パトロールの強化と異常気象時の民間委託モニターの増強による情報収集の強化

c. 交通情報板を拡充整備し、運転者に直接周知する。

d. 交通管制センターによる総合的な道路交通情報の収集、提供

(B) 気象情報の充実

道路交通の安全に関連の深い台風、豪雨、濃霧、大雪、地震、津波等の自然現象に対して、警察機関、道路管理者及び施設管理者が必要な措置を迅速に執り得るよう、適切な予報、警報等の情報を適時に発表、伝達するとともに、報道機関の協力により、道路利用者に周知して事故防止、軽減に努める。また、その成果をあげるため、これらの情報内容の充実を図り、気象知識の普及を行う。

(4) 車両の安全性の確保

A 自動車の検査体制の充実

(A) 自動車検査機器等検査施設の整備充実に努め、自動車検査精度の向上と公害防止対策の推進を図る。

- (B) 指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検場）による検査制度の拡充、強化等による自動車検査体制を確立する。
 - B 整備不良車の運行を防止するたれ、自動車ユーザーに定期点検整備の重要性、励行を指導する。
 - C 自動車整備要員の技術の向上を図るとともに、自動車整備事業の資質の向上を図る。
 - D 自転車の点検整備の励行を普及するとともに、TS マーク貼布の周知を図る。
- (5) 道路交通秩序の維持
- A 効果的な交通指導取締りの推進
 - (A) 街頭監視活動を強化し、特に高齢者、子供等の歩行者及び自転車利用者に対する保護誘導と正しい通行方法の指導を実施する。
 - (B) 飲酒、無免許、暴走等危険性の高い違反を重点とした取締りの強化。
 - (C) 駐停車、積載等迷惑性の高い違反を重点とした取締りの強化。
 - (D) 過積載等の下命、容認等背後責任の追及を図る。
 - B 適正な交通捜査活動の推進
 - (A) 捜査管理を徹底して迅速、適正な事故事件捜査を推進する。
 - (B) 組織捜査と科学捜査により事件の早期検挙に努める。
 - C 徹底した暴走族対策の推進
 - (A) 関係機関団体が連携して暴走させない環境づくりを推進する。
 - (B) 暴走行為の封圧と検挙活動により暴走族グループの補導解体と再犯防止の推進。
 - (C) 不法改造車両の取締りを強化して改造に加担する者の背後責任の追求。
- (6) 救急体制の整備

A 救急業務実施体制の整備

救急隊員の教育訓練の充実と救急車の整備の促進

B 救急医療施設の整備

(A) 救急病院、救急診療所の適正配置の推進

(B) 救急医療施設の医師に対する救急医療に関する研修の実施

(C) 県立・市町立病院及び公的病院の救急医療部門の運営費及び初期救急医療体制推進事業に対して県が補助を行う。

(D) 初期救急医療の後楯となる機能をもった病院群が共同連帯して輪番制方式により救急医療を実施する。

(7) 損害賠償の適正化

A 自動車損害賠償制度の充実

街頭取締りの強化、広報活動により損害賠償責任保険及び任意保険の加入を促進する。

B 損害賠償の請求についての援助等

(A) 相談窓口の増設等により初期相談の充実に努める。

(B) 相談員の研修等により相談員の資質の向上を図る。

(C) あらゆる広報媒体を利用して交通事故相談の広報活動を強化する。

(D) 自動車事故対策センター、警察機関における相談活動を充実するとともに、生活困窮被害者に対する資金貸付事業を実施する。

(8) 道路交通の安全に関する調査研究

A 全人身事故に対する事故分析を実施して交通安全対策樹立の資料とする。

B 高齢者の交通事故抑止のための調査研究

C 交通事故地域格差是正対策の調査研究

(9) 踏切道における交通安全

- A 交通過密地域等における踏切の立体交差化の推進と踏切統廃合の促進
- B 踏切道の拡幅、舗装等の構造改良の推進
- C 踏切保安設備の1種化と踏切支障報知装置設置の促進
- D 踏切道の状況に応じた交通規制の実施
- E 踏切道における通行違反者に対する指導取締りの強化

香 川 県 の 地 位

項 目	日 本 全 国	香 川 県	比率 (%)	備 考
面 積	377,765.27 km^2	1,881.50 km^2	0.50	1983. 10. 1 現在
人 口	119,483,489 人	1,013,851 人	0.85	〃
人 口 密 度 (1 km^2 当たり)	316.3 人	538.9 人	170.38	〃
道 路 密 度 (1 km^2 当たり道路延長)	458 m	934 m	203.93	1983. 4. 1 現在
道 路 舗 装 率	87.9%	98.9%	112.51	〃
歩 道 設 置 率	23.5%	25.8%	109.79	〃
自 動 車 台 数	48,268,232 台	460,858 台	0.95	1985. 12. 32 現在
自 転 車 台 数	5,530 万台	57 万台	1.03	1983 年末推計
免 許 保 有 率	43.2%	47.6%	110.19	1985. 12. 31 現在
死 者 数	9,261 人	86 人	0.93	1985. 12. 31 現在

エ 西安市の交通問題及び交通安全対策

(ア) 交通管理

西安市は7つの区と6つの県からできており、総面積は9,853 Km^2 （うち市内は861 Km^2 ）である。

人口は553万人（うち市内は232万人）であり、市内だけの人口は1949年中国成立時より3倍程度増加している。

市内の道路は734本あり、長さは508 Km 、面積は578万 m^2 、1人当りの面積は2.5 m^2 ぐらいである。

西安市内の自動車数は5万9,000台程度で、1985年は市内の自動車台数が一番増加し、その台数は1万6,000台である。また、運転手は6万5,000人いる。

自転車は130万台あり、年に10万台程度増加し、2人に1台の割合で持っている。

交通管理を強化するため、西安市公安局に交通署を設置している。

交通署に所属している警察官は1,400人おり、交通署は11部門の組織からなり、その下に警察官の駐隊が12ある。

(イ) 交通事故の実情

1985年に発生した交通事故は1,986件あり、そのうち負傷者は1,686人、死者は270人。

また、発生件数は1984年より5.6%増で、負傷者は11.6%増、死者は43.3%増となっている。

交通事故を原因別にみると一番は前方不注意26.9%、次は違反運転14%、自転車事故5.6%程度、またその他の原因による事故もある。

(ウ) 交通安全対策

① 交通安全教育

- 平日にドライバーの安全教育を実施する。
- 週間に1回交通安全教育を行う。
- 年に1回自動車の検査及び修理などを行いドライバーに安全教育をする。
- 年に1回100日間の安全活動と交通安全月を設け安全活動を実施する。
- 交通事故現場でドライバーを集めて、説明会を開く。
- ドライバーには季節的な安全教育をし、学生に対しては休み前交通安全教育をする。また、歩行者と自転車使用者に対しても交通安全教育を行

う。

② 道路対策

○既設道路は悪い所を修理し・新設道路では自動車道と自転車道を分離した道路をつくりたい。

○既設道路の中で幅の広いものについては、自動車と自転車が別々に走ることができるように柵などで分離することになっている。

○そのほかには、交通秩序を守り交通違反を減少させることである。これらは主に政府の監督と指導のもとに総合的に実施している。

警察官を集中的に投入し交通違反のとりしまりを行い、また、行政と企業が共同で職員に対し交通安全教育を実施する。

企業、会社、行政機関の出勤時間をずらして交通混雑を緩和するため時差出勤をさせる。

このため・西安市政府は・市内と郊外の 540 ぐらいの企業と行政機関に通達をだし、出勤時間をずらすことにした。(7:30、8:00、8:30)

自動車の道路走行規制を実施するため市内の主な 25 本の道路へのトラックなどの走行を禁止し、さらに一方通行などを決めた。

③ 交通事故の解決方法

○交通事故は責任の重さによって解決しているが責任の重さには 4 つの種類がある。

加害者にすべての責任がある場合 — 全責任

〃 主な責任がある場合 — 主責任

加害者と被害者の相方に責任のある場合 — 相方の責任

相方にあまり責任のない場合 — 交通署の次席などが解決に当たる。

○責任によって解決するには次の方法がある。

加害者の処分。

損害を受けた車に対する賠償。

被害者の月給、生活費、治療費用などの保障。

事故によって死亡、障害を受けた場合には家族に対し生活費をだす。

○交通事故の被害者に対する専門的な救急体制はできていない。もし事故が起きれば、事故現場にいた人が病院に運ぶ。

オ 中国側の質問事項

(ア) 交通事故が起きた場合の責任体制

(イ) 交通事故が起きた場合の救急体制と交通体制

(ウ) 消防組織と警察組織について

(エ) 都道府県における警察官の職員数の決定方法

(オ) 交通反則金の限度額

(カ) 交通事故が起きた場合、加害者に支払能力がない場合の救済措置

(4) 日本の環境行政の概要

〔5月27日 AM9:30～PM12:05〕
於蘇州市環境保護局4階会議室

ア 担当：長野岡山県知事

(通訳) 友好協 許金平

イ 出席：日本側－各団員、随員

中国側－周志方蘇州市建設委员会主任(司会)、蔡和荣同市

環境保護局副局長等計 30名

ウ 説明

第1 環境保全行政の仕組み

1. 環境保全の体系

(1) 公害と対策項目

公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当の範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁等により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」とされており、その類型として大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが挙げられている。

そして、公害の防止等のため、次のような施策が講ぜられている。

- ① 排出等の規制
- ② 土地利用・施設の設置規制
- ③ 公害防止施設の整備
- ④ 環境の監視、測定、検査体制の整備
- ⑤ 公害防止に関する科学技術の振興
- ⑥ 自然環境の保護
- ⑦ 公害に係る紛争の処理及び被害の救済

(2) 公害対策の体系化までの歩み

A 地方公共団体の先導的取組み

産業活動に伴う工場ばい煙、河川の汚濁、騒音による健康被害や生活環境の悪化を防止する手段として、工業地帯を有する都府県は、国の措置に先立って、1949年頃から独自、固有の公害防止条例を制定した。

(東京都 1949年、神奈川県 1951年、大阪府 1954年、福岡県 1955年など)

また、市町村によっては騒音の規制を主とした条例を制定するところもあった。

このように、日本の公害に関する立法が最初に地方公共団体の手によって行われたことは、公害問題が地域住民の健康と日常の生活環境と密接な関係にあることを示している。

B 公害の拡大と国の対応

1955年頃から石炭から石油への燃料エネルギーの転換、産業の近代化による工場の大規模化、集中化、産業構造の工業化による人口の都市への集中、新工業地帯の形成等社会経済の変革が急速に行われた。

この間、これに伴って大気汚染や水質汚濁による健康被害が生じ、また、工業用地下水の過度の汲上げによる地盤沈下の進行、工場騒音被害が拡大するなど公害が顕在化した。

国は、1967年に「公害対策基本法」を制定し、公害の著しい地域やそのおそれのある地域について計画的に公害防止対策を行うこととなり、大気汚染防止、騒音規制などの関係法制の整備も行われた。

C 公害の複雑化と対策の体系化

その後、亜硫酸ガスによる大気汚染、工業排水による公害発生地域が全国に拡大するとともに、自動車排出ガスによる鉛汚染、光化学スモッグ、カドミウムによる土壌汚染、都市下水による河川・海域等の公共用水

域の水質の汚濁、新幹線鉄道・高速道路・空港等による交通騒音、ヘドロ問題、産業廃棄物による公害等新しい公害現象が発生し、環境汚染は大きな社会問題となった。

1970年（11月末）に開かれた国会では、従来の法制では対処しえない公害の状況となったところから、公害法制の抜本的整備を図ることとし、公害問題に関する集中的な討議を行って「公害国会」と呼ばれた。そこでは、公害対策基本法改正案をはじめとする公害関係14法案が成立したが、この14法案の内容は、当時の公害とそれをめぐる社会的、政治的状況を反映した広範かつ画期的なものであった。

成立した14法とこれらを通ずる基本的特色は、次のとおりである。

- (A) 14件の成立法律—① 公害対策基本法（改正）、② 道路交通法（改正）、③ 騒音規制法（改正）、④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑤ 下水道法（改正）、⑥ 公害防止事業費事業者負担法、⑦ 海洋汚染防止法、⑧ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑨ 農薬取締法（改正）、⑩ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、⑪ 水質汚濁防止法、⑫ 大気汚染防止法（改正）、⑬ 自然公園法（改正）、⑭ 毒物及び劇物取締法（改正）

(B) 公害関係法の基本的特色

① 公害の防止に対する国の基本的な姿勢の明確化

公害対策基本法をはじめとする公害対策の関係法において、国民の健康保護と生活環境の保全を優先させるという基本姿勢を明確にした。

② 公害の範囲の拡大

典型的公害に土壌汚染を追加し、水質汚濁の範ちゅうに温排水や

水底の底質の悪化を加えた。

③ 規制の強化

例えば、大気汚染、水質汚濁については、指定地域制を改め全国規制とし、規制対象物質、項目の範囲の拡大等を行った。

④ 自然環境の保護の強化

公害防止に資する自然環境の保護に関する国の責務が明定され、自然公園における規制の充実を図った。

⑤ 事業者責任の明確化

公害の原因となるような事業活動について規制措置が実施され、公害防止事業についての事業者の費用負担義務を具体化した。

⑥ 地方公共団体の権限の強化

国が設定する全国一率の規制基準より厳しい上乗せ規制の設定権限を道府県知事に認め、また基準遵守のための強制権限をほぼ全面的に地方公共団体に委譲した。

D 自然環境保全対策

高度成長期における地域開発、観光開発等に伴う自然破壊が次第に深刻化してきたため、1972年に国土全般にわたる自然環境の保全の基本方向を明らかにする「自然環境保全法」が制定された。

E その後の法規制の充実

① 公害健康被害補償法（1973年）、② 瀬戸内海環境保全特別措置法（1973年）、③ 振動規制法（1976年）、④ 湖沼水質保全特別措置法（1984年）等

F 環境保全の体系一（資料1）

2. 国と地方公共団体の責務

(1) 国は主として、全国的視野に立った公害対策の推進と地方公共団体の公

害対策の援助等を実施している。

- (2) 地方公共団体は地域における公害全般の対策の推進、監視、規制、指導のほか、苦情、紛争の処理、解決に当たっている。

なお、都道府県はその地域内の環境保全のため特別に次のような条例を定めて、地域の実情に適合した公害対策の推進を図っている。

- ① 公害防止条例—地域の具体的な公害防止対策の推進を図る上で不可欠の条例で、全都道府県において制定されている。岡山県は、1970年に制定した。
- ② 自然環境保全（自然保護）条例—自然環境の保全についての基本的な指針を示すもので、全都道府県において制定されている。また、岡山県を含む瀬戸内海沿岸の各県では、自然海浜保全条例を定め、自然海浜保全にも力を入れている。
- ③ その他の環境保全関連条例—自然公園条例、土採取規制条例、県土保全関連条例の他、緑化条例、地下水の採取の規制に関する条例、空カンの散乱防止条例、湖沼の富栄養化防止条例等がある。

また、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められる地域について、都道府県知事は公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を実施している。

3. 公害に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が、国によって1969年以降順次定められた。

この環境基準は、終局的な大気、水、静けさについての行政上の環境保全水準であって、排出等の規制、土地利用及び施設の設置に関する規制、公害防止に関する施設の整備等の個別の公害対策の実施に当たり、その目標となるものである。(資料2)

これを達成するため、国及び地方公共団体は公害汚染物質の排出規制の実施、下水道等の公共施設の整備を行い、また、工場等においては排煙脱硫装置、排水処理施設等の設置を行ってきた。

第2 環境影響評価制度

環境汚染を未然に防ぐため、環境影響評価が行われている。

これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施するときには、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民の意見を聞き、十分な公害防止等の対策を講じようとするものである。

国は1984年に国の関与する大規模な事業に係る環境影響評価に関する政府内部の統一ルール「環境影響評価実施要綱」を定めた。

地方公共団体では、条例又は要綱等により環境影響評価の制度化が進められている。

第3 岡山県の環境保全対策

1. 大気汚染の総量規制

大気汚染の環境基準を維持するために、県内の主要工業集積地域で汚染物質の総量規制を行っている。その地区は、二酸化硫黄については4地区、二酸化窒素については2地区である。

県内の最大規模の工業集積地区である水島地区は、石油精製、石油化学、電力、鉄鋼、自動車、造船等の工場が集積しており、日本有数の臨海工業地帯でもある。現在、年間600万t以上の燃料が消費され、550本以上の煙突から煙が排出されているが、1970年代初めには、硫黄酸化物は総量規制値の約3倍、窒素酸化物は約2倍が排出され、背後地の大気汚染は人の健康被害、農作物の被害など重大な影響を及ぼした。

このため、県は 1973 年頃から水島地区で硫黄酸化物、窒素酸化物の排出量の総量規制を開始し、総量規制の実効を図るため、各工場に対して排出枠を割り当てた。各工場は排出枠を維持するため、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置の設置や低硫黄重油の使用、低 NOX 燃焼技術の導入などの対策を講じてきた。

これらの対策によって、大気汚染は大幅に改善され、現在、二酸化硫黄、二酸化窒素ともほぼ環境基準を達成している。

なお、水島地区の硫黄酸化物、窒素酸化物の排出量の総量規制は、日本における大気汚染物質の総量規制の先駆的な役割を果たした。現在の総量規制は、硫黄酸化物については 1977 年度から 1 時間当たり 2200Nm³、窒素酸化物は 1985 年度から 1 時間当たり 2900Nm³となっている。

(注) Nm³は 0°C、1 気圧の状態下の気体の体積を示す。

2. 水質汚濁の総量規制

排水の総量規制は、人口や産業の集中によって大量の生活排水や産業排水が流入する広域的な閉鎖性水域を対象として実施しており、現在、この指定水域として瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海のほかに、水質汚濁防止法に基づき東京湾と伊勢湾が指定されている。

岡山県は、瀬戸内海の環境保全を図るため、国が定めた「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」に基づき、1980 年に策定した化学的酸素要求量の総量削減計画（目標年度 1984 年度、削減目標量 113t/日）を達成するため、下水道の整備をはじめとする汚濁負荷量削減の総合的な対策を推進してきている。

特に、産業排水の汚濁負荷量削減対策として、一日当たり平均排水量 50 m³以上の特定事業場については、1980 年に 234 業種にわたって個別に総量規制基準を設定し、削減に努めてきた。具体的には、特定事業場から排

水の測定方法の届出をさせ、自ら測定し記録することを義務付け、特に、一日当たり平均排水量 400m³以上の事業場については、自動測定機を設置し、毎日測定することになっている。そして、事業場毎に定めた規制基準を守らすために、測定結果を報告させたり、測定機の設置、稼動状況の立入調査等を行い、監視指導を実施している。

このような対策によって、現在の瀬戸内海の水質は 1970 年頃の危機的状況を脱し、昔の美しい瀬戸内海に戻りつつある。

なお、1986 年度には、1989 年度を目標とする新たな総量削減計画を策定し、水質汚濁対策を一層推進することとしている。

3. 児島湖水質保全対策と公共用水域の富栄養化防止対策

児島湖は、児島湾を干拓して造成した農業用地の塩害防止と農業用水確保のため、1962 年に児島湾を締切って淡水化した湖である。その水面面積約 1,000ha の典型的な閉鎖水域であり、特に、近年背後地の都市化の進展に伴い、流入する生活排水の影響を受けて、その水質汚濁は著しいものがある。

このため、県では、1985 年 12 月に「湖沼水質保全特別措置法」（1984 年 7 月公布）に基づく湖沼の指定を受け、関係市町村、関係団体等と協議を行って「児島湖に係る湖沼水質保全計画」（1986～1990 年度）を策定した。

この計画の具体的な施策は、① 下水道の整備、し尿・ごみ処理施設の整備、② 工場・事業者の排水規制、家庭排水対策、家畜ふん尿対策、③ 公共用水域の水質の監視、地域住民に対する知識の普及、④ 生活雑排水対策の活動組織の整備等となっている。このほかにも、児島湖に適用する窒素及びリンの環境基準を決定するなどして、水質浄化のために総合的な施策を推進することとしている。

また、窒素、リン等の流入により公共用水域の水質の富栄養化が進み、赤

潮、アオコ等の被害がしばしば見られるようになった。

このため、県では、1984年「岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱」（資料3）を策定し、企業はもとより一般家庭からの生活排水についても、窒素、リンの削減について指導し、公共水域の汚染防止と被害の発生防止に取り組んでいる。

4. 騒音、振動、悪臭の規制

健康で住みやすい都市生活環境を維持するため、岡山県は騒音、振動、悪臭を規制する地域を、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づき、1969年から順次指定しており、現在、指定している地域の人口は、県の総人口の約80%となっている。

しかし、法で定められている一定規模以上の工場、事業場並びに建設作業による騒音、振動の規制及び事業活動に伴う悪臭物質の規制は、被害が一般的には狭い地域に限定されることから、地域の実情に詳しい市町村長が行っている。

また、岡山県では、拡声機による騒音の規制について、1984年に「拡声機等による暴騒音規制条例」を制定し、地域の平穏の保持に努めている。

5. 公害防止協定の締結

現在、日本の公害関連法制度はかなり整備されたが、公害防止協定は、個別法によって規制されるもののほか、① 包括的に企業に対して環境保全措置を求め得ること、② 国の一率規制基準を上回る規制ができること、③ 地域社会の地理的、社会的状況に応じたきめ細かい公害防止対策を行うことができる、などの点で有効である。

このため、大規模な公害発生源を持つ工場については、県が直接企業と公害防止協定を締結しており、現在その数は11である。また、それ以外の中小工場については、地元の市町村と企業の間で公害防止協定を結んでおり、

その数は 383 である。

この協定は、企業の立地時に締結するようにしているが、既に締結している協定も地域の環境染濁状況等を考慮し、必要に応じて協定内容の改定を行うこととしている。

6. 環境影響評価

開発行為による環境破壊や公害を未然に防止するため、県は 1978 年に「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」を定め、一定規模以上の開発行為を行う者に対して、事前に環境への影響をチェックするよう義務づけている。現在までに 13 件の審査を行っているが、主なものに、本州四国連絡橋、岡山県総合流通センター、吉備高原都市、新岡山空港、苫田ダム、関西電力火力発電所等の建設事業がある。

7. 産業廃棄物対策

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、鉱さい、汚でい、廃油等 19 種類が産業廃棄物として法律等で規定されているが、本県の 1983 年の総排出量は 509 万 t であり、その内訳は鉱さいが 219 万 t で最も多く、次いで汚でい 206 万 t、建設廃材 56 万 t 等となっている。

産業廃棄物は、脱水、焼却等の中間処理がなされ、最終的には埋立処分されているが、その一つとして、県、関係市町、企業等で設立された岡山県環境保全事業団が最終処分場を水島地域に建設し、1979 年から営業を開始したものがあ。この処分場は、埋立処分可能量が 1,800 万 t と県下で最大規模のもので、産業廃棄物処理体系の柱となっている。

また、将来の事業形態の方向等を展望した産業廃棄物の適正処理の推進、減量化、再資源化等総合的な対策を進めるため、新たに岡山県産業廃棄物処理基本計画（1986～1995 年度）を策定し、その推進にあたっている。

8. 公害監視体制

(1) 大気汚染

県内に 70 局の測定局を設け、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダントなどの自動測定機を設置して大気環境の測定を行っている。また、これらの測定結果の大部分は、テレメータ装置によって県の中央監視局へ電送され、大気汚染状況の変化を常時把握することができることとなっている。

このテレメータ装置の監視によって大気環境の状況が悪化したり、悪化するおそれがあると認められた場合には、直ちに、関係企業に対して大気汚染物質の排出量の削減を要請するほか、自動車走行の自粛を求めるなどの迅速な対応を行っている。

(2) 水質汚濁

A 公共用水域の常時監視

岡山県の区域に属する公共用水域の状況を監視するため、岡山県及び関係機関（建設省、政令市である岡山市及び倉敷市）が水質汚濁防止法の定めに従い、測定計画を作成し、河川、湖沼及び海域の 150 地点において常時監視（毎月 1 日 1 回）を行っている。

B 工場・事業場等の発生源監視

工場・事業場の排水を規制することによって、公共用水域の汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法及び岡山県公害防止条例に基づく排水基準の遵守状況監視を行っている。

9. 岡山県における環境の現況（資料 4）

10. 自然保護

本県では、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用を図り、人々の保健、休養に資することを目的に自然公園を指定しており、現在、国立・国定公園 25,202ha、県立自然公園 46,030ha の合計 71,232ha が自然公

園となっており、これは、県土面積の10%強に当たる。

また、貴重な動植物、環境、緑地などを守るため保護地域を指定し、その保全に努めており、その面積は911haである。

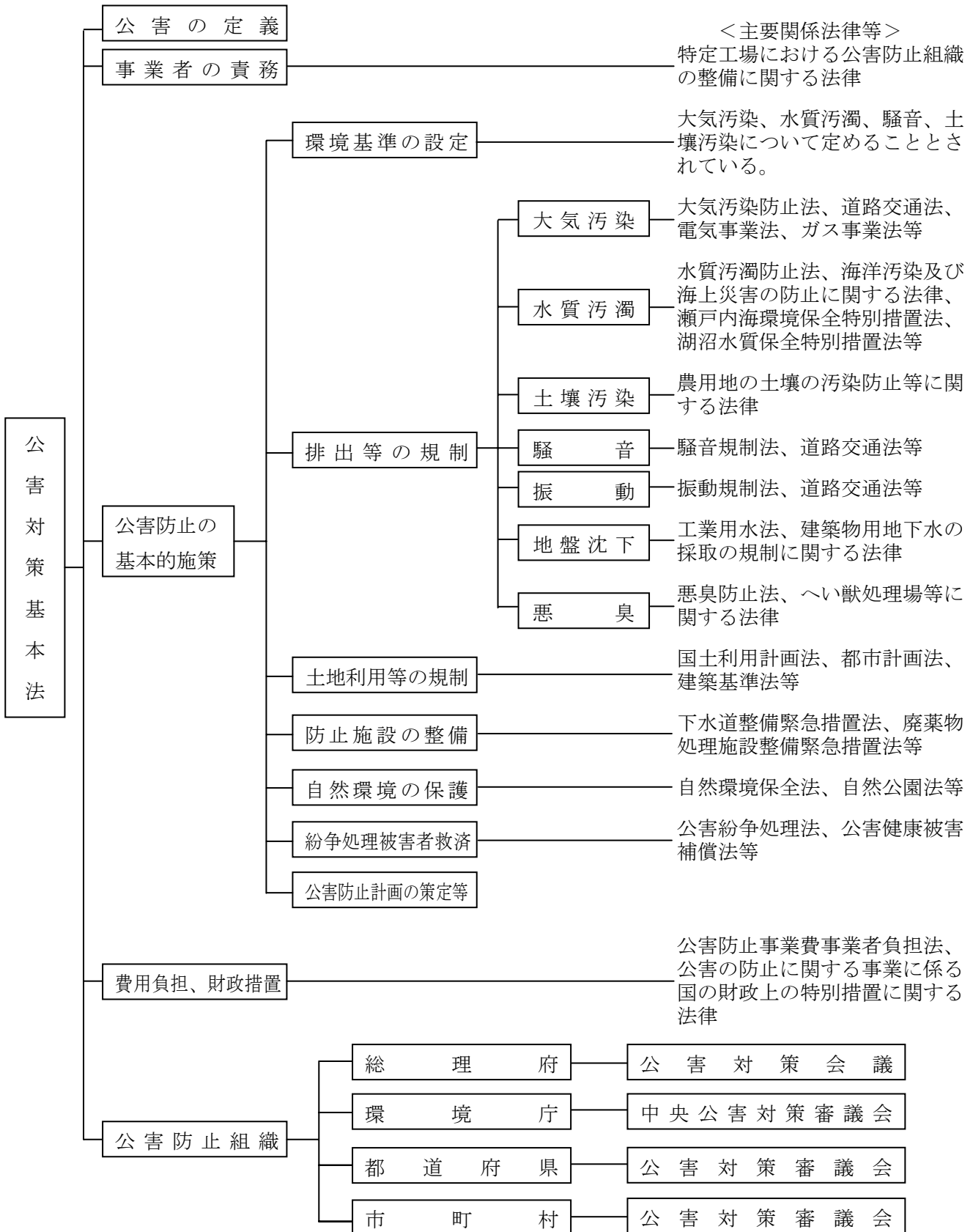
そして、健康で快適な環境づくりと美しい風格のある郷土づくりを目指して、岡山県総合緑化計画（一次計画1975～1980年度、二次計画1981～1985年度）に基づき、県民の緑化意識の高揚を図るとともに、みどりの環境づくりに努めている。

本年度（1986年度）からは、「燃える岡山」県民運動の一環として、新たに岡山県第三次総合緑化計画（1986年～1990年度）を策定して、県土と緑を守り育て、有効に活用することにより、明るく豊かで活力ある地域づくりに資することとしている。

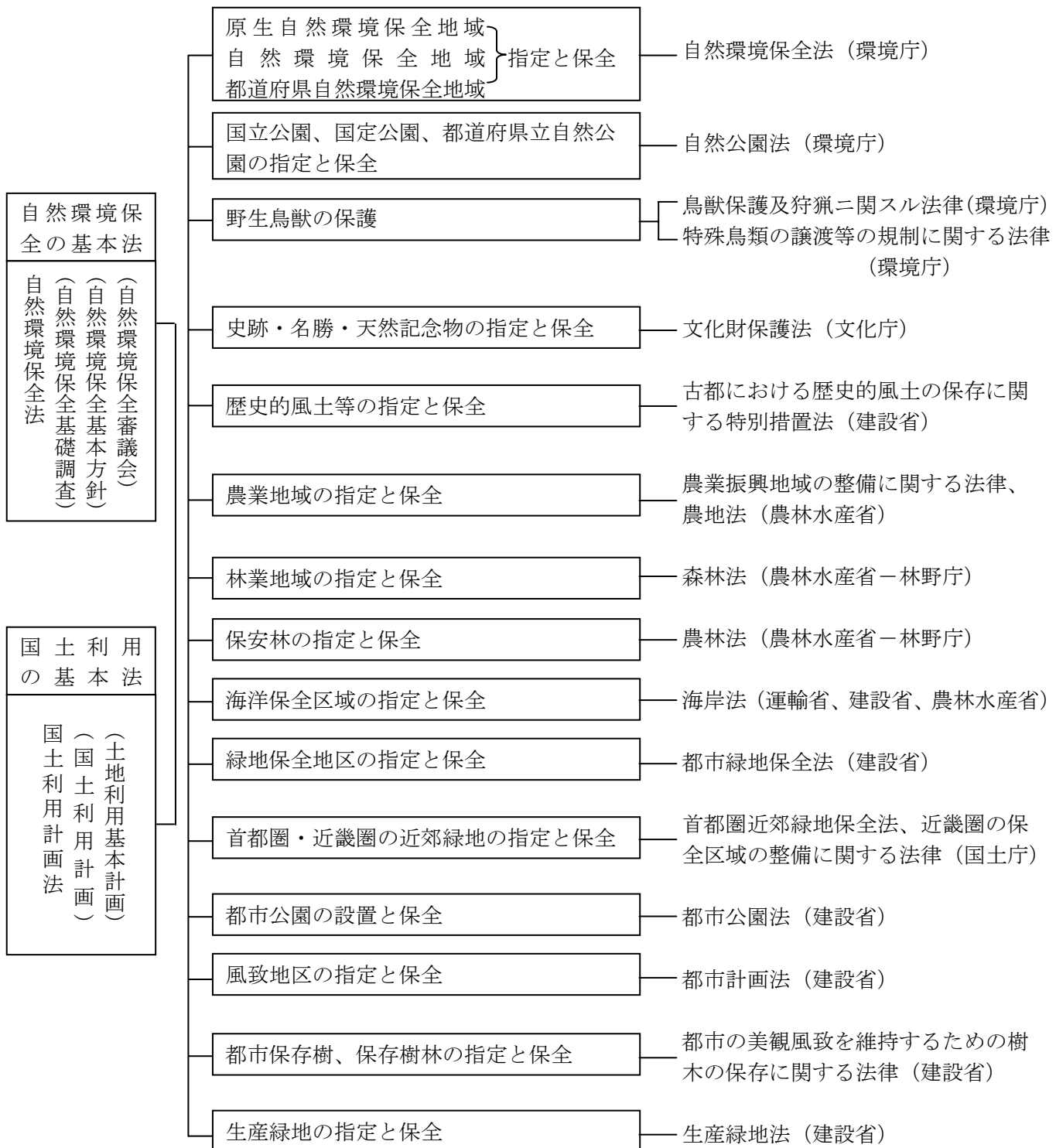
資料 1

環境保全の体系

(1) 公害対策基本法の体系



(2) 自然保護制度の体系



資料 2

環 境 基 準

1. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準（1969年以降物質ごとに設定及び改定）

物 質	環 境 上 の 条 件	備 考
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下でありかつ1時間値が0.1ppm 以下であること。	1969年設定 1973年改定
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以 下でありかつ1時間値の8時間平均 値が20ppm以下であること。	1970年設定
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下でありかつ1時間値が0.20mg/ m ³ 以下であること。	1972年設定
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内また はそれ以下であること。	1973年設定 1978年設定
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であるこ と。	1973年設定

2. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準（1971年設定）

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	マルキ ル水銀	PCB
基 準 値	0.01mg/l 以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.1mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.0005 mg/l以下	検出され ないこと	検出され ないこと

② 活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境全お よび A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 および B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 および C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級お よび D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水および E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100 mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2mg/l 以上	—

(2) 湖沼（天然湖沼および貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全および A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 および B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 および C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

(3) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオ ン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全及 びB以上の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000MPN/100ml 以下	検出され ないこと
B	水 産 2 級 工 業 用 水 およびCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以下	5mg/l 以下	—	検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以下	—	—

3. 騒 音

(1) 騒音に係る環境基準 (1971年設定)

① 道路に面する地域以外の地域

(単位：ホン)

地域の類型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
AA	45 以下	40 以下	35 以下
A	50 以下	45 以下	40 以下
B	60 以下	55 以下	50 以下

(備考) 1. AA を当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。

2. A を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。

3. B を当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

② 道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A 地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55 以下	50 以下	45 以下
A 地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下	50 以下
B 地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下	55 以下
B 地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65 以下	65 以下	60 以下

③ 達成期間

道路に面する地域以外の地域	直ちに
道路に面する地域	5年以内に
幹線道路に面する地域	5年を超える期間で可及的速やかに

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（1975年設定）

○ 環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 ホン 以下
II	75 ホン 以下

(備考) Iを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域

IIを当てはめる地域：商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

○ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域 の区分		達 成 目 標 期 間			
		既設新幹線鉄道に 係る期間	工事中新幹線鉄道 に係る期間	新設新幹線鉄道に 係る期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75ホンを超え80 ホン未満の区域	イ	7年以内		開業時から
		ロ	10年以内		3年以内
c	70ホンを超え、75 ホン以下の区域	10年以内	開業時から	5年以内	

(備考) bの区域中、イとは上記地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

(3) 航空機騒音に係る環境基準（1973年設定）

① 環境基準

地域の類型	基準値（単位：WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（備考） I 類型：専ら住居の用に供される地域

II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

② 達成期間等

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
新設飛行場		直ちに		
第三種空港等				
既設飛行場	第二種空港 〔福岡空港を 除く。〕	ジェット機以外の 機種のみ就航	5年以内	
		ジェット機京航	(5年以内)	
	新東京国際空港		10年以内	85WECPNL未満（屋外） 又は65WECPNL以下（屋内）
	第一種空港（新東京国際空港を除く） 及び福岡空港		10年を超える期間内に 可及的速やかに	(5年以内) 同上 (10年以内) 75WECPNL未満（屋外） 又は60WECPNL以下（屋内）

（備考） 1. 自衛隊等が使用する飛行場の周辺においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに

びに人家の密集度を勘案し、上表に準じて維持達成に努めることとされている。

2. 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、上表の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとされている。

資料 3

岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱

〔昭和59年3月23日〕
〔岡山県告示第253号〕

目 次

- 第1章 総 則 (第1条―第8条)
- 第2章 生活排水の汚濁負荷量の削減 (第9条―第12条)
- 第3章 工場等における窒素及びりんへの排出の抑制 (第13条―第18条)
- 第4章 その他の窒素・りん含有物の排出の抑制 (第19条―第21条)
- 第5章 雑 則 (第22条)
- 附 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公共用水域の富栄養化の防止に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、富栄養化の防止のための基本的な事項を定めることにより、瀬戸内海その他の公共用水域の水質の浄化と県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

2 この要綱において「富栄養化」とは、窒素又はりんを含む物質（以下「窒素・りん含有物」という。）が瀬戸内海その他の閉鎖性水域に流入し、当該水域においてプランクトンその他の水生生物が異常に増殖繁茂することに伴ってその水質が累進的に悪化する現象をいう。

(基本方針)

第 3 条 公共用水域の富栄養化の防止のための基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における窒素・りん含有物並びに化学的酸素要求量及び浮遊物質で表示される水質の汚濁の原因となる物質（以下「有機性汚濁物質」という。）の公共用水域への排出の抑制
- (2) りんを含む家庭用合成洗剤の使用の抑制
- (3) 工場及び事業場における窒素・りん含有物の公共用水域への排出の抑制
- (4) 農業、畜産業及び魚類養殖業における窒素・りん含有物の公共用水域への排出の抑制

(県及び市町村の責務)

第 4 条 県及び市町村は、公共用水域の富栄養化の防止に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、その実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、公共用水域の富栄養化の防止に資するよう努めるとともに、県又は市町村が実施する公共用水域の富栄養化の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公共用水域の富栄養化を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する公共用水域の富栄養化の防止に関する施策に協力しなければならない。

(地域開発事業等における配慮)

第 7 条 県及び市町村は、地域の開発整備その他の施策の策定及びその実施に当たっては、公共用水域の富栄養化の防止について配慮するものとする。

(特別対策の実施)

第 8 条 知事は、現に富栄養化が著しい公共用水域並びに人口及び産業の集中等により富栄養化が著しくなるおそれがある公共用水域の水質の汚濁に密接な関係がある地域で緊急に対策を講ずる必要があると認められるものについて次の事項を実施するものとする。

- (1) 公共用水域に排出される窒素・りん含有物の削減に関する実施計画の策定
- (2) りんを含む家庭用合成洗剤の使用の抑制の指導
- (3) 工場及び事業場から公共用水域に排出される窒素・りん含有物の削減のための個別かつ具体的に指導

第 2 章 生活排水の汚濁負荷量の削減

(県の実施する事項)

第 9 条 県は、生活排水（ちゅう房、浴場、洗たく施設、洗浄施設又はし尿処理施設から排出される水をいう。以下この章において同じ。）に含まれる窒素・りん含有物及び有機性汚濁物質の量の削減に関し、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活排水の浄化に関する情報の収集及び提供
- (2) 生活排水の浄化に関する調査研究
- (3) 生活排水の浄化に関する基礎的な知識の普及
- (4) 家庭用洗剤の適正使用及び石けんの使用の推進に関する基礎的な指導及び啓発
- (5) 生活排水の土壌浄化方式その他の方式による処理施設の整備に関する指導

(市町村の実施すべき事項)

第 10 条 市町村は、生活排水に含まれる窒素・りん含有物及び有機性汚濁物質の量の削減に関し、その地域の実情に即して、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 生活排水の浄化に関する知識の普及

- (2) 家庭用洗剤の適正使用及び石けんの使用の推進に関する指導及び啓発
- (3) 生活排水の土壌浄化方式その他の方式に上る処理施設の設置の促進
- (4) 公共下水道の整備の促進及び適正な維持管理

(県民の実施すべき事項)

第 11 条 県民は、生活排水に含まれる窒素・りん含有物及び有機性汚濁物質の量の削減に関し、家庭において次の事項の実施に努めるものとする。

- (1) ちゅう房で生ずる調理くす及び使用済み食用油の排水中への流出防止
- (2) 家庭用洗剤の適正使用及び石けんの積極的な使用
- (3) 生活雑排水（生活排水のうち、し尿処理施設から排出される水を除いたものをいう。次条において同じ。）の個別又は共同の処理施設の設置
- (4) し尿浄化槽の適正な維持管理

(多人数収容建物における生活雑排水の処理)

第 12 条 建築物（当該建築物にし尿浄化槽を設置することとした場合に必要とされるし尿浄化槽の処理対象人員（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の表に定める方法により算定したものをいう。）が 51 人以上であるものに限る。）を建築する者は、当該建築物に係る生活雑排水を処理するため、同条に定めるし尿浄化槽又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けなければならない。

第 3 章 工場等における窒素及びりんの排出の抑制

(事業者の窒素及びりんの排出の抑制)

第 13 条 汚水又は廃液を排出する事業者は、公共用水域に排出する水に含まれる窒素・りん含有物の削減に努めなければならない。

(りんの指導基準)

第 14 条 特定施設（水濁法第 2 条第 2 項に規定する特定施設をいい、同項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場から排出される排水（同条第 3 項に規定する排水をいう。第 16 条において同じ。）の 1 日当たりの最大量が 50 立方メートル未満である場合における当該特定施設を除く。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水に含まれるりんの量の許容限度（以下「りんの指導基準」という。）は、別表のとおりとする。

(排水の抑制)

第 15 条 特定事業場から水を公共用水域に排出する者は、その水に含まれるりんの量が当該特定事業場の排水口においてりんの指導基準に適合しない水を排出してはならない。

(届 出)

第 16 条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸内法」という。）第 5

条第1項の規定による特定施設の設置の許可を受けようとする者は、許可の申請に際して、特定施設から排出される水及び排水に含まれる窒素及びリンの量を知事に届け出なければならない。
(指導等)

第17条 知事は、瀬戸内法第12条の4の規定による指導、助言及び勧告を行うほか、窒素・りん含有物を公共用水域に排出する者に対し、この要綱を実施するために必要な指導及び助言をするものとする。
(報告の徴収)

第18条 知事は、瀬戸内法第12条の5の規定による報告の徴収を行うほか、事業活動に伴って窒素・りん含有物を公共用水域に排出する者で瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和48年政令第327号)第7条に定めるものに対し、汚水又は廃液の処理の方法その他この要綱を実施するために必要な事項に関し、報告を求めることができる。

第4章 その他の窒素・りん含有物の排出の抑制

(肥料の適正使用等)

第19条 農業に従事する者は、窒素・りん含有物を含む排水をみだりに公共用水域に排出しないよう適正に肥料を使用し、及び用水を管理するように努めなければならない。
(家畜ふん尿の適正処理)

第20条 畜産業に従事する者は、家畜のふん尿を公共用水域に排出しないよう、その処理施設の設置に努めるとともに、土地還元の方法等により適正に処理するように努めなければならない。
(魚類養殖の適正管理等)

第21条 魚類等の養殖業に従事する者は、窒素・りん含有物の排出を抑制するよう養殖法の改善を図るほか、養殖の管理を適正に行うように努めなければならない。

第5章 雑 則

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の際現に第14条の特定施設を設置している特定事業場(設置の工事をしていない特定事業場を含む。)から水を公共用水域に排出する者に関しては、当該特定事業場については、第15条の規定は、昭和59年9月30日までは、適用しない。

別表（第14条関係）

特定事業場の区分	平均排水量の区分 (単位 m^3 /日)	りんの指導基準 (単位 mg/l)
食料品・たばこ製造業に係るもの	1,000 以下	1
	1,000 未満	2
繊維工業に係るもの	3,000 以上	1
	3,000 未満	2
化学工業, 石油製品・石炭製品製造業又は鉄鋼業 に係るもの	10,000 以上	1
	10,000 未満	2
ゴム製品製造業, 金属製品製造業, 一般機械器具製造業, 電気機械器具製造業, 輸送用機械器具製造業又は精密機 械器具製造業に係るもの	10,000 以上	1
	1,000 以上 10,000 未満	2
	1,000 未満	3
上記以外の製造業に係るもの		1
鉱業, へい獣取扱業又はと畜業に係るもの		1
下水道終末処理施設を設置するもの		2
し尿処理施設を設置するもの	し尿処理場であるもの	3
	し尿浄化槽を設置する もの	5
その他の特定事業場		5

備考

1. この表において「平均排水量」とは、工場又は事業場から公共用水域に通常排出される水の1日当たりの量をいう。
2. この表に掲げるりんの指導基準は、下水道終末処理施設又はし尿処理施設を設置する事業場にあつては1日に排出される水に含まれる平均的なりんの量を、それ以外の事業場にあつては排出される水に含まれるりんの量の最大値をいうものとする。
3. この表に掲げるりんの指導基準は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年 環境庁告示第59号）の附表8に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
4. 次に掲げる事業場である特定事業場（特定事業場の一部及び次に掲げる事業場である当該特定事業場を含む。）については、りんの指導基準は、当分の間、適用しない。
 - (1) 食料品・たばこ製造業に係る事業場のうち食鳥処理加工業, 市乳製造業, 動植物油脂製造業, めん類製造業, 豆腐・油あげ製造業, あん類製造業又は煮豆製造業に係るもの
 - (2) 繊維工業に係る事業場のうち染色整理を行う工程を有するもの
 - (3) 化学工業に係る事業場のうちりん酸質肥料製造業, 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業又は医薬品原薬製造業に係るもの

- (4) 工業用ゴム製品製造業に係る事業場
- (5) 金属製品製造業，一般機械器具製造業，電気機械器具製造業，輸送用機械器具製造業又は精密機械器具製造業に係る事業場のうち脱脂洗浄又は被膜化成を行う工程を有するもの
- (6) へい獣取扱業又はと畜業に係る事業場
- (7) 畜房施設を設置する事業場
- (8) 下水道終末処理施設を設置する事業場
- (9) し尿処理施設を設置する事業場のうちし尿処理場であるもの
- (10) 製造業に係る事業場のうち汚水又は廃液を主として生物化学的処理により処理するもの

資料 4

岡山県における環境の現況

(環境基準の適合状況)

1. 大気汚染

(1985年)

物質	測定局数	適合状況 適合局/全測定局 (%)	環境濃度 最小～最大 (平均) — 日平均値表示 —	環境基準 — 日平均値表示 —
二酸化硫黄	59	59/59 (100%)	ppm 0.008～0.039 (0.016)	ppm 0.04
一酸化炭素	10	10/10 (100%)	ppm 1.2～2.5 (1.7)	ppm 10
浮遊粒子状物質	23	18/23 (78%)	mg/m ³ 0.051～0.136 (0.087)	mg/m ³ 0.10
二酸化窒素	55	55/55 (100%)	ppm 0.017～0.054 (0.031)	ppm 0.06
光化学オキシダント	43	0/43 (0%)	※ ppm 0.079～0.171 (0.119)	ppm 0.06

注1) ※は1時間値表示

注2) 二酸化窒素については、一部地域(倉敷市)に対して1981年に0.04ppmの岡山県行政目標値を定めている。

1985年の当地域の環境濃度は0.036ppmとこれを達成している。

2. 水質汚濁

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

カドミウム、シアン、鉛等の9項目については、全ての水域において環境基準に適合している。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(1985年)

区分	類型	水域数	適合状況 適合水域/全水域 (%)	環境濃度 最小～最大 (平均) —※75%値表示—	環境基準 河川 BOD 湖沼 COD 海域
河川	AA ろ過等の簡易は 浄水操作で水道 に利用可能	1	1/1 (100%)	1.0 <i>mg/l</i> (1.0)	1 <i>mg/l</i>
	A 沈澱ろ過等の通 常の浄水操作で 水道に利用可能	17	16/17 (94%)	0.7～3.8 (1.3)	2 "
	B 前処理等の高度 の浄水操作で水 道に利用可能	10	5/10 (50%)	0.9～5.6 (2.8)	3 "
	C 沈澱等の通常 の浄水操作で工 業用水に利用可 能	2	0/2 (0%)	5.1～6.1 (5.6)	5 "
	D 高度の浄水操作 で工業用水に利 用可能	1	1/1 (100%)	6.8 (6.8)	8 "
	合計	31	23/31 (74%)		
湖沼 海域	B 農業用水として 利用可能	1	0/1 (0%)	11～12 <i>mg/l</i> (11.5)	5 <i>mg/l</i>
	A タイ・ニリ等の 水ウ生物用に適 する	5	4/5 (80%)	1.1～2.2 (1.5)	2 "
	B ボラ、ノリ等の 水産生物用に適 する	2	1/2 (50%)	1.7～6.1 (3.3)	3 "
	C 不快感を生じな い限度	3	3/3 (10%)	2.5～5.3 (4.3)	8 "
	合計	10	8/10 (80%)		

注) ※75%値とは、100個のデータがあった場合、下から75番目の値である。環境基準の適合状況の比較のときに一般的に用いられる。

・湖沼は詳しくは、(3)に記述。

(3) 児島湖の水質の状況等

① 水質の経年変化

年度	1980	1981	1982	1983	1984
項目 (基準値)					
COD ($5mg/l$)	8.6	9.0	8.9	10.0	11.0
T-N ($1mg \times l$)	1.9	1.9	2.0	1.6	1.9
T-P ($0.1mg/l$)	0.31	0.26	0.25	0.24	0.22

② 湖の諸元等

面積	容積	水深 平均、最大	流入水量	流域面積	流域内 人口	流域内 家畜数
ha	万 m^3	m m	万 m^3	ha	人	頭
1,088	2,607	1.6 9	103	54,363	579,873	5,841

- 流域市町村； 岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町、灘崎町、賀陽町、山手村
- 全 県 比； 面積は 7.7%、人口は 30.6%
- 湖 特 性； ① 元来海の児島湾を締切った人造湖。
② 平野部の最末端部に位置し、水深は浅い。
③ 湖水量に対し、流域面積、流域人口の汚濁負荷は全国一。従って非常に汚れやすい湖である。

3. 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

(1985年)

区分	類型	適合状況 適合測定点/全測定点 (%)	昼間の騒音レベル 最小～最大 (平均)	昼間の環境基準
一般地域	A (住居系地域)	15/42 (36%)	39～61 (46)	50 ホン
	B (商業系、工業系地域)	28/29 (97%)	39～61 (47)	60 "
	合計	43/71 (61%)		
道路に面する地域	A地域のうち 2車線を有する道路	9/51 (18%)	46～72 (67)	55 ホン
	A地域のうち 2車線を越える道路	1/8 (13%)	55～70 (66)	60 "
	B地域のうち 2車線以下の道路	12/29 (41%)	51～73 (64)	65 "
	B地域のうち 2車線を越える道路	7/17 (41%)	46～75 (66)	65 "
	合計	29/105 (28%)		

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

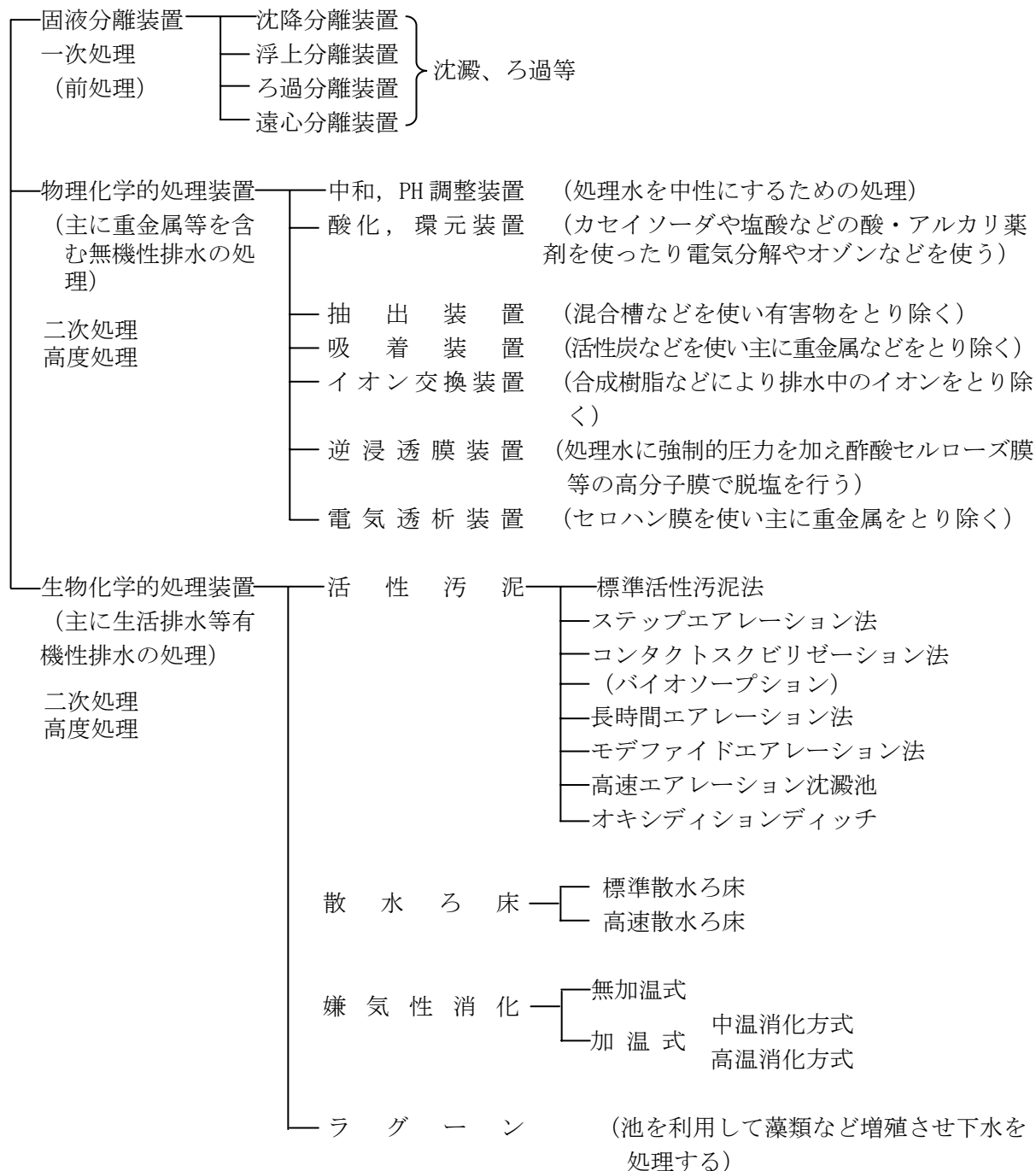
(1986年)

類型	適合状況 適合測定点/全測定点	騒音レベル 最小～最大 (平均)	環境基準
I (住成系地域、 用途地域外)	5/34 (15%)	62～81 (74)	70 ホン
II (商業系、 工業系地域)	6/6 (100%)	59～75 (72)	75 ホン
合計	11/40 (28%)		

資料 5

水質浄化の方法

1. 排水処理の体系



2. 工場排水の浄化方法

工場排水は、食品、化学、金属等その排水の性状は多種多様であり、いろいろな方法の組合せになり、有機性のものは生活廃水と同じような活性汚泥法で処理を行いますが、重金属等を排出するものについては、物理化学的処理の方法を組み合わせで処理します。

(重金属を含む排水処理法の例)

(1) 水銀を含む排水の処理は、

- ① 硫化ソーダの添加による凝集沈殿法
- ② 活性炭吸着法
- ③ イオン交換樹脂法

などがある。

(2) シアンを含む排水の処理は、

- ① 塩素ガスや次亜塩素酸塩またはオゾンなどの酸化剤を注入して酸化分解する方法
- ② 電解による陽極酸化でシアンを分解する方法
- ③ 硫酸第1鉄を添加して錯塩を形成させ沈殿させる方法
- ④ イオン交換樹脂法
- ⑤ シアン分解菌を利用する方法

などがある

排水処理プロセス選定表

汚染値	pH	SS	BOD	COD	油分	窒素化合物	フェノール	シアン	クローム	鉄	その他の重金属	塩素	硫化物	臭気	色	廃水の種類	
ニルニ	●●	●●●	●●●	●●●								●		●	●●	未晒ニルニ洗浄 晒ニルニ洗浄 ハードニード	
製紙	●	●●	●	●											●	上質紙抄紙 板紙抄紙	
繊維・染色	●●●	●●	●●	●●	●●●	●●●					●●	●	●●	●●	●●●	染色・整理 レーヨン 洗毛革	
食ニ	●●	●●●	●●●	●●●	●●	●●								●●	●●	水産・畜産加工 乳製品 製糖・でんぷん ニ産加工 ニ造・ビール 清涼飲料	
石油・化学	●●●	●●	●	●	●●	●●	●●	●●						●	●●	●●	石油精製 酸・アルカリ・肥料 有機合成 塗料・顔料 ガス・コークス
機械		●	●	●	●●			●	●	●	●					●	機械加工 車両・自動車
金属仕上	●●	●	●	●	●●			●●	●●	●●	●●					●	めっき装
製鉄・非鉄	●	●●●	●●●	●●●	●●●					●●●	●					●	高炉・転炉集じん 分ニ・連熱延 冷間圧延 非鉄金属圧延
その他	●●	●●●	●●●	●●●						●●●							窯業ガラス・セメント 砕石洗浄 エアヒーター洗浄

(注) ●●●●高濃度～●少量

処理方法	中和	スクリーン 自然沈澱	自然沈澱 凝集沈澱 メタン発酵	自然沈澱 凝集沈澱 メタン発酵	自然浮上	活性汚泥 飲水ろ床	生物学的脱窒素	活性汚泥	塩素による分解 活性汚泥	還元・沈澱分離	水酸化物として沈澱・分離ろ過	水酸化物または硫化物として沈澱・分離ろ過	カセイソーダ・チオ硫酸ソーダによる中和	活性汚泥化学的酸化	活性汚泥化学的酸化	凝集沈澱酸化・還元
二次処理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高度な処理			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

参考文献
通商産業省立地公害局監修：公害防止の技術と法規（水質ニ），（社）産業公害防止協会
S. 58. 6

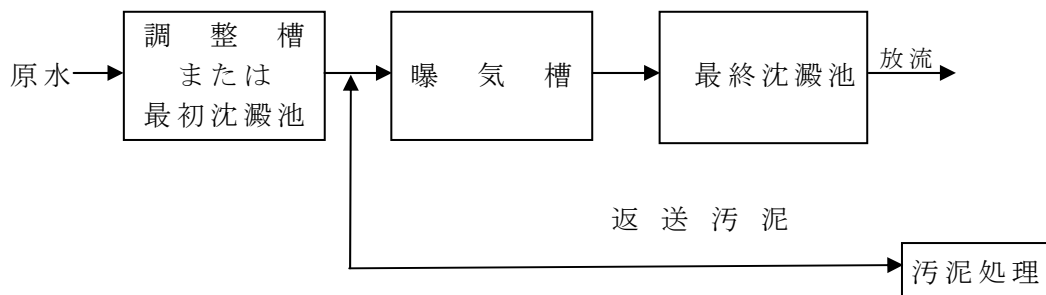
3. 生活排水の浄化方法

(1) 下水処理の方法

下水処理は、主に活性汚泥法で行われておりますが、これは下水に空気を吹き込んでできる沈降性の良好な汚泥（フロック）と下水中の有機物を十分接触させて、好氣的に酸化，分解する生物化学的処理方法である。

なお、活性汚泥法には各種の変法があります。

(活性汚泥法の原理)



下水の処理には主に標準活性汚泥法が使用されています。

曝 気 槽

下水に空気を吹き込み、下水中の有機物を微生物に取り込ませ沈降性のよい汚泥を作る。

沈 澱 池

水の流れを静止させ、下水中の沈澱性固型物を沈澱させる。

(2) 岡山県でモデル事業として採用している生活雑排水処理のための土壌浄化方式

土壌浄化法とは

土を掘って汚物を埋めておくといつのもにかなくなります。これは地表面の浅い所は汚水、汚物を分解浄化する微生物が多いからです。これを応用したのがこの浄化法で、地表面下浅い所に汚水を流

し微生物の浄化作用で分解させ、きれいな水のみを地下に浸透させる方法です。

目づまり防止

土壌浄化法の原則は、自然条件を最大限に利用することで、自然の浄化能力を最大限に引き出すためにトレンチを2本つくりこれを交互に使用するものである。(概ね6ヶ月位)

特徴<長所>

- 放流先がなくても自家敷地内で処理できる。
- 土壌・微生物・大気という自然条件を最大限に利用したシステムで臭気がなく、水が浄化されてきれいである。
- 地表面に構造物は全く突出せず、装置上部の地表は芝生にしたり、花壇等に利用できる。
- 余剰汚泥はきわめて少なく、維持管理費はほとんど不要である。
- 季節や時間による排水量のムラや聞けつ使用にもなんらわずらわされることなく、寒冷地でも何も問題はない。
- 窒素・磷の処理も可能である。

<短所>

- 用地が必要である。(巾2.0m 長さ10,0m程度)
- 地下水の高い所の設置については、地形を十分に検討する必要がある。

写真あり

(3) 生活雑排水処理のための簡易浄化方式

○岡山県では接触ろ材（プラスチック製ろ床）や空かんなどを下水溝、用水路、池などに設置したり、ホテイアオイなどの水草を栽培して、生活雑排水の浄化をしている。

○接触ろ材を利用した浄化実施例

水質検査結果（実施1カ月半後）

	PH	BOD	COD	SS	T-N	T-P
原水濃度 (mg/l)	7.3	110	60	48	5.3	0.98
出口濃度 (mg/l)	7.1	84	29	14	2.4	0.42
除去率 %	—	24	52	71	55	57

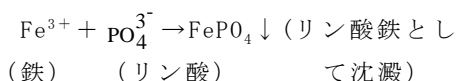
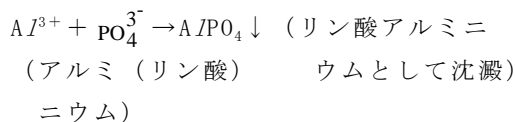
写真あり

4. 磷及び窒素に係る排水処理技術
(主なもの)

磷の除去技術

処理方法	原 理
凝集沈澱法	アルミニウム塩、鉄塩等を添加して、リン化合物として沈澱除去する。
生物化学的 同時処理法	曝気槽に凝集剤を添加して、リン化合物として沈澱除去する。 有機物とリンを同時処理するもの。

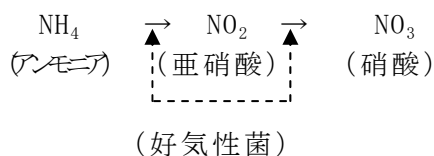
金属塩とリンとの反応は次式で示される。



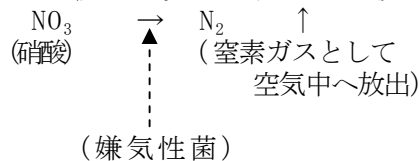
窒素の除去技術

処理方法	原 理
生物的脱窒法	様々な形態で存在する窒素を硝化脱窒する。 窒素の最終形態は N ₂
A メタノール 添加法	好気槽で硝化したのち嫌気槽に導きメタノールを添加し脱窒素を促す。
B 循環法	好気槽の硝化液を嫌気槽に循環し窒素を除去する。
C 回分法	曝気、沈澱、流入を繰返し、好気状態、嫌気状態を交互に作り窒素を除去する。
D 酸化溝法	陸上競技用トラック状の深さ 1.5~2.5m の溝に排水を流入させ、曝気とともに水流を起こし、槽内で排水を循環させ、窒素を除去する。

硝化 好気的狀態で行われる反応



脱窒 嫌気的狀態で行われる反応



エ 他県の公害対策

(ア) 渡辺栃木県知事

栃木県は工業化が岡山県程進んでいないので、対策が立遅れているが、工場立地が盛んになるにつれて産業廃棄物の山間地埋立（合法）に伴う下流地域地下水の汚染に悩まされている。

(イ) 平井香川県副知事

香川県は岡山県と向い合い、狭い海峡でしか外洋に通じていない封鎖水域となっている瀬戸内海に面している。この両県共通の課題として、この水域の生活排水による汚濁対策がある。そのため、下水道の整備が急務だが、多額の経費を要するのでなかなか進まず、県内での普及率（人口比）が2割程度に止まっている。

(ウ) 今吉鹿児島県副知事

川内市の原子力発電の環境監視センターを現地と鹿児島の2カ所に、また、桜島噴煙大気汚染測定網を県内数十カ所に設けている。閉鎖性水域である鹿児島湾について生活・農業・畜産排水等対策のため鹿児島湾ブルー計画（79～85）、第2次計画（86～95年）により対策を行い、農民の協力を得て成果を挙げている。

オ 蘇州市の水質汚濁対策（環境保護局側）

工場排水の自己処理は未普及なので、地区毎に処理している。人口集中のため生活、産業排水問題が大きな問題となりつつあり、生活排水処理場を作って総合的にやっている。自然浄化の面では、流入量の不足のため多くを期待できない。これには計画、資金両面から長い時間をかける必要がある。目下努力段階。

蘇州は低地なので、半年間位流れが停滞するが、これは古代からのこと

で、渇水期には殊に水不足となる。

対策として、工場、生活排水について長い研究と措置を講じてきたが、環境に対する認識の不足と特に公害に対する認識の立遅れは否めない。

したがって、後手に廻った対策となり、渇水期には都市衛生用水の不足と工業排水の両面から悩むことになる。なお、農業排水の比重は小さい。

今、行っている対策は、①工業（広義）の配置転換、他に循環しない水域事業所には汚染限度を設け測定監視、②汚染発生事業所の自己処理の義務づけ、期間を設けた改善の指導、処置のため融資又は補助（大部分）及び工場廃水排出料（基準量を超える場合は超過料金）、③生活排水、商業、サービス業についての下水道敷設。

以上のうち、下水及び汚水処理場は目下中央のテコ入れにより建設中である。

クリーク、河川については、国の全体的計画が策定されつつあるが、蘇州市では小さなクリークの水を年1回入れ替えることとしている。

④蘇州の水の抜本的改善のため、地下水など別の水資源を開発し、クリークに流入させる研究がほぼ完結した。

蘇州市の発展、人民生活の向上を図るためには、この水問題を取組む必要があるが、水が半年間に少し流れている程度のクリークなので抜本的解決が難しいので、政府に申請しているところである。

国に対し、環境保護法、汚水処理法に基づいて管理のレベルをアップするよう努力したい。

カ 中国側の質問事項

(ア) 日本の環境行政に関する国・地方の役割分担と組織

(イ) 生活排水、産業排水の処理方法

(ウ) 岡山県紹介の生活雑排水土壌浄化方式の効果